

大田市男女共同参画年次報告

(平成28年度具体的施策推進状況)

島根県大田市

本書は、大田市男女共同参画推進条例
第14条に基づく年次報告書です。

I 施策の推進状況

- I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成…………… 1
- II 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現…………… 2
- III 個人の尊厳の確立…………… 3
- IV 国際的視野に立った男女共同参画の推進…………… 4

II 具体的施策の実施状況

- 1 平成28年度実施状況…………… 5

資料編

- 1 大田市男女共同参画推進条例…………… 46
- 2 大田市男女共同参画推進委員会規則…………… 49
- 3 大田市男女共同参画推進本部設置規程…………… 50
- 4 各種審議会等女性の参画状況調べ…………… 51
- 5 大田市男女共同参画計画の体系…………… 54

I 平成28年度実施の推進状況

基本目標 I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成

人口減少や少子高齢化が進展する状況の中で、だれもが住みやすく、安心して暮らすことができる“まちづくり”を推進していくには、これまでの社会の仕組みや慣行にとらわれることなく、男女が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、第2次大田市男女共同参画計画を策定しました。

大田市においては、市民の意識改革のための啓発活動として、しまね女性センターと共催し、シニア世代の男性を対象として、男女共同参画の視点を取り入れた参加型セミナーを開催することで男女共同参画意識の向上を促しました。情報発信については、毎月の広報紙においてさまざまな人権課題について掲載し、市民の人権意識の高揚に努めました。また、大田市男女共同参画サポーターと連携を図り、ぎんざんテレビで「男女共同参画週間」のPR活動や大田市男女共同参画サポーターとともに、男女共同参画啓発番組を制作し、ぎんざんテレビで年間を通して放送するなど男女共同参画について地域全体で意識向上が図られるよう啓発活動に努めました。

学校教育においては、男女平等の理念に基づいて、学校経営・学級経営を進め、年間の指導計画にそって各学年の教科等の中で男女平等について学習し、男女の違いを認め合いながら、互いに尊重しあうことや生命の大切さを伝え、より良い生き方について学習しました。また、日本国憲法における「平等権」、「男女共同参画社会基本法」についての学習を通して、性別に関わらず個性と能力が発揮される男女共同参画社会の実現について学習を進めました。

幼児教育においては、男女を問わず一人ひとりが互いに信頼し、助け合うことの大切さを伝えるとともに、遊びや生活などの様々な場面の中で随時指導を行いました。幼児期後半になると男女の違いから遊びの傾向や、色、図柄の好み等に違いが出てくるため、男女別の捉え方でなく、個々が自分の思いを素直に表現し、それを受け入れられるような温かい集団作りを心がけました。

教職員は、さまざまな研修会に参加したり、様々な事例や情報誌等を活用した職員研修会を実施するなどして意識啓発に努めるとともに、ジェンダーにとらわれず児童・生徒を指導することについて共通認識を図りました。保護者に対しては、学校だより・保健だよりを通して「性の役割」や「異性理解」について児童・生徒が学んだことを知らせたり、また、まち

づくりセンターとPTAが連携して人権研修会を開催し、地域の方々も含めた意識啓発を行いました。

家庭や職場、地域においては、性別役割分担意識や社会通念、慣習の解消と男女共同参画への正しい認識を促すための意識啓発を進める必要があります。各ブロック公民館や各まちづくりセンターが連携してさまざまな事業等を開催する中で、男女共同参画についての学びを実施しました。また、今後も継続して、しまね女性センターやサンレディー大田、大田市男女共同参画サポーターと連携を深め、市民を対象とした啓発活動に取り組みます。

基本目標Ⅱ 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

当市における各種審議会等への女性の参画率については、『平成32年までに40%以上、女性委員のいない審議会等についても「皆無」となるように努める』と計画に掲げています。

平成28年4月の参画率は31.6%であり、平成27年(31.2%)に比べ、0.4ポイント増加しています。目標からすると低い数字になっていますが、女性委員のいない審議会等については少しずつ解消されつつあります。

女性の人材育成については、しまね女性センターあすてらすやサンレディー大田との共催で男女共同参画講演会やセミナーなどを実施し、さまざまな研修の機会を提供しました。また、公民館事業などをはじめ、様々な事業をとおり、地域のリーダーとなる人材の育成に努めます。

また、男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、社会全体でのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりが必要です。

子育て支援の充実については、仕事と家庭の両立支援として、幼稚園での「預かり保育」や「保育後の園庭開放」の実施や、保育園での延長保育などの特別保育等の特別保育や放課後児童クラブ等を実施するなど、多様な保育サービスの提供に努めました。また、安心して妊娠・出産・育児をするために、妊産婦面接、乳幼児健診、離乳食教室を継続して実施しました。また、一般不妊治療費助成制度による助成を行い、様々な制度やサービスの充実を目指しました。

職場環境の整備として、働いている妊婦に対し、「母性健康管理指導事項連絡カード」を周知し、事業主へは母性保護に関する法律遵守の文章を送付しました。また、大田市役所では特定事業主行動計画に基づき、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、男性職員の育児参加及び育児休暇・

休業制度の周知に努めました。

さらに今後は、雇用の平等に向けて企業への啓発を行い、職場でのあらゆるハラスメントの防止についても、さまざまな広報媒体を利用して周知や啓発に努めていきます。

農林水産業等の分野では、女性が積極的に参画している営農組織の視察研修を実施するなど、女性の参画促進のための意識啓発に努めました。

また、介護予防と高齢者の地域活動への参加を促進するために、各地域において介護予防活動支援事業を実施しました。今後も、職場、地域、家庭での男女共同参画を進め、人々が性別に関わりなく個人の能力と個性を活かして生活できるよう、関係機関と協力・連携を図りながら環境整備に努めていきます。

基本目標Ⅲ 個人の尊厳の確立

男女がお互いを尊重しながら、男女共同参画社会を形成していくために解決しなければならない課題として男女間におけるあらゆる暴力の根絶があります。暴力は犯罪であることを認識してもらうとともに、継続して暴力の根絶に向けた広報の発行や、人権意識を高めるための、研修や啓発の機会を提供します。

また、DVや児童虐待、高齢者虐待など家庭生活における暴力は身近で起こる重大な人権侵害として包括的にとらえていく必要があります。これらの問題については、問題を把握した段階で、関係部署や関係機関と連携し支援を行っています。

市民への啓発としては、「女性に対する暴力をなくす運動」期間や「児童虐待防止推進機関」に、関係機関と合同で市民のショッピングセンターにおいて、女性や児童に対する暴力根絶のための街頭活動を実施しました。

小・中学校では、年間計画に基づいて発達段階に応じた適切な性に関する指導を進めるとともに、人権週間や地域との交流、そして授業公開をとおして、一人ひとりを大切にし、互いを尊重することの大切さについて指導しました。

今後も関係部署や関係機関との連携に努め、被害者支援の充実を図るとともに、DVは人間としての尊厳を傷つける重大な人権侵害であることを広く認識してもらうためにも、あらゆる機会を捉えて人権教育を進めていく必要があります。

また、生涯を通じた健康づくりの推進では、市内7地区において身近な地域において健康づくりを進める“健康づくり推進事業”を実施し、地域が主体的に取り組める環境づくりに努めました。今後も生涯を通じた健康支援体制の充実や強化を進めていく必要があります。

基本目標Ⅳ国際的視野に立った男女共同参画の推進

世界遺産「石見銀山遺跡」の情報発信にあわせ、ユネスコ精神である「平和と人権尊重」の理解・認識の促進についての取り組みを継続して行います。また、国際文化講座や韓国文化体験講座を開催し、異文化についての正しい理解を深めるとともに、公民館やまちづくりセンターで開催される国際交流事業への女性の積極的な参加にも更に努めます。

また、市内に在住する外国人が抱える問題や悩みなどの相談に対応するため、公益財団法人しまね国際センター内に開設されている外国人相談窓口を大田市ホームページ上で紹介しています。

さらに、日本語教室のボランティアグループや関係機関と連携し、相談体制を強化しました。市内在住の外国人の生活相談や情報交換、ネットワークづくりが可能になりました。

Ⅱ 平成28年度 具体的施策の実施状況

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成

重点目標1 地域における慣行の見直しと意識の改革

1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

| 具体的施策：男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと対応策の検討 | | |
|---|---|-------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ■大田市男女共同参画推進委員会の開催 実施日：6月24日、9月26日 ・第2次大田市男女共同参画計画策定、平成27年度年次報告について協議を行った。 | ●委員の意見を取り入れ、第2次大田市男女共同参画計画を策定した。 ★事業の見直しや啓発方法について見直す機会となった。 | 人権推進課 |
| ■定期的な市民意識調査の実施 ・実績なし | ●学校教育の中での項目については65.6%（前回調査40.1%）と教育の分野においては男女平等の意識が高くなっている。 （H26市民意識調査の結果より） ★平成31年度実施予定（前回：平成26年度実施） | 人権推進課 |

2) 男女共同参画社会に向けた意識の改革

| 具体的施策：広報等を活用した意識啓発 | | |
|---|--|-------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ■広報やホームページ等を活用した情報提供 ・毎月の広報紙において、人権推進課からの人権意識啓発用ページ「きすな」を確保した。また、おおだふれあい会館や男女共同参画センターあすてらす等の各種催し物を、適時広報紙やホームページ等を活用し情報提供に努めた。 | ●毎月広報紙の中に人権に関わるページを確保することで、市民の方に継続して読んでもらえることが出来た。 ●人権に関わる各種催し物を様々な媒体を通じて提供することで、より市民の目に触れることが出来た。 ★両者とも継続し実施していくことで、より市民への意識啓発への効果が期待される。 ★情報提供方法について、より効果的な提供の仕方がないか、検討する必要がある。 | 政策企画課 |
| ・関係機関と共催で開催した講座について、広報、ホームページ、ぎんざんテレビで周知した。 また、男女共同参画週間（6/23～29）の市民への周知と意識啓発のため、大田市男 | ●「男女共同参画啓発番組」はケーブルテレビで年間を通して放送した。固定的役割分担意識が高いと推測されるシニア世代を中心に、自らの生活を振り返るきっかけ作りになった。 | 人権推進課 |

| | | |
|--|--|---------------------------|
| <p>女共同参画サポーターとともにぎんざんテレビでPRした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大田市男女共同参画サポーターと連携し、男女共同参画啓発番組を制作した。 | <p>★広域的で効果的な啓発方法について考える必要がある。</p> | |
| <p>具体的施策：市職員の意識啓発</p> | | |
| <p>実施状況</p> | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> | <p>所管課</p> |
| <p>■市職員を対象とした研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員人権・同和問題研修会へ新規採用職員14名を受講させた。 ・人権推進課で実施する人権研修に協力した。 <p>・男女共同参画ブラッシュアップセミナー・フォローアップ大田編をしまね女性センターとの共に、実習を取り入れた参加型の講座を開催し、市職員が参加した。 実施日：3月11日</p> | <p>●毎年度、繰り返し研修会を実施することで、職員の人権に関する意識の醸成を図ることができた。</p> <p>★研修会等への参加の促しが必要である。</p> | <p>人事課</p> <p>人権推進課</p> |
| <p>具体的施策：地域における意識啓発</p> | | |
| <p>実施状況</p> | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> | <p>所管課</p> |
| <p>■「サンレディー大田」・「あすてらす」と連携し、講演会やセミナーを開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女の家事参画の講座を21回、女性問題解決等の講座・講演会を13回行った。 <p>・しまね女性センターが主催する「あすてらすフェスティバル2016」(6/11)に島根県と共に開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会 演題：「災害から生きのびるための男女共同参画」講師：田端八重子さんと各分科会 参加者：450名 ・男性のためのブラッシュアップセミナー・フォローアップ編をしまね女性センターとの共に実習を取り入れた参加型の講座を開催した。 実施日：3月11日 ・演題：「掃除ができると男が上がる☆」講師：江川 佳代さん 参加者：19名 ・24回サンレディーフェスタ(2/24、25) <p>石見銀山遺跡世界遺産登録10周年記念事業 記念講演会</p> | <p>●講座、講演会を通じて合計402名の参加があり、男女が共に助け合う社会構築に向けた、意識付けにつなげることができた。</p> <p>★講座等の内容がマンネリ化しないよう、定期的に内容の見直しを行う。</p> <p>●あすてらすフェスティバル2016での防災講演会では「男女の役割ではなく、一緒に活動することの重要性を知ることができた」などの意見が多く、固定的な性別役割分担意識への意識啓発につながった。</p> <p>★広域的で効果的な啓発方法について考える必要がある。</p> | <p>産業企画課</p> <p>人権推進課</p> |

| | | |
|---|--|------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・演題：「周縁からみる石見銀山の歴史～銀山に生きる女性と子ども～」 講師：仲野義文さん(石見銀山資料館館長) 参加者：150名 | | |
| <p>■おおだふれあい会館において学習会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績なし | <p>★受講者への研修会等への参加の促しが必要である。</p> | <p>人権推進課</p> |
| <p>■公民館・まちづくりセンターにおいて人権・同和教育研修会、親学講座等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・17会場、22回開催、延べ530人参加 <p>・各地区公民館を中心に人権・同和教育講演会、子育て講演会、親学講演会等を開催するなかで、男女共同参画についての学びを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育講演会 12回開催 416人参加 ・子育て支援・家庭教育支援のための親学講座 11回開催 169人参加 ・親子体験活動・交流活動 12回開催 483人参加 ・パパクッキング教室 2回開催 54人参加 ・読み聞かせ研修会 12回開催 483人参加 ・思春期・赤ちゃん交流学習事業 13回開催 2,294人参加 | <p>●研修会や講座のほか、各種事業を通じて男女共同参画についての意識啓発に努めた</p> <p>★参加者が少ないうえ、いつも同じ人たちが参加される傾向にある研修会や講座の内容、開催日時、周知方法などを工夫する必要がある</p> <p>●各種講演会等を通じて行った意識啓発によって、参加者の理解を深めることができた。</p> <p>★継続実施することで効果の定着を図る。</p> <p>★研修会内容について、継続して市内全域で取り組むという観点から、参加者が興味をもてるものや、現在の社会情勢にあったものとなるよう、講師の選定や学習形態などの工夫が必要である。</p> | <p>まちづくり推進課</p> <p>社会教育課</p> |

3) 男女平等に関する教育・学習の推進

| | | |
|--|---|---------------|
| <p>具体的施策：幼児期における男女平等に関する教育の推進</p> | | |
| <p>実施状況</p> | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> | <p>所管課</p> |
| <p>■男女共同参画の視点に立った幼児期の教育・保育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針に基づき、子ども一人ひとりの性差や個人差に配慮しながら、固定 | <p>●保育指針の第1章（総則）3. 保育の原理（1）保育の目標において「(ウ)人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切に</p> | <p>子育て支援課</p> |

| | | |
|---|---|----------------------------------|
| <p>的な性別による意識をうえつけないように保育を行った。</p> <p>・男女を問わず一人一人が互いに尊重し、助け合うことの大切さを伝え、遊びや生活の様々な場面の中で、随時指導を行った。</p> <p>・幼児期後半になると男女の違いから遊びの傾向や、色、図柄の好み等に違いが出てくるため、男女別のとらえ方でなく、個々が自分の思いを素直に出し、それを受け入れられるような温かい集団づくりを心がけた。</p> | <p>を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと」と示されており、互いに尊重する心を育てることが保育の目標となっている。</p> <p>★固定観念にとらわれず個人を大切にすることを育てる保育や教育に、引き続き取り組む必要がある。</p> <p>●園生活のあらゆる場で、男女を問わず一人一人を互いに尊重した温かい集団づくりを心がけることで、男女のこだわりなく、一人一人が自分の思いを素直に出して生活することができるようになってきている。</p> <p>★教職員の意識が子ども達の意識や園生活に大きく影響することを自覚し、さらに意識を高めていく努力が必要である。</p> | <p>教育部総務課・ 学校教育室 (幼)</p> |
|---|---|----------------------------------|

具体的施策：学校教育における男女平等に関する教育の推進

| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
|---|---|---|
| <p>■人権の尊重についての教育の推進</p> <p>・教職員・児童ともに子どもの名前を「さん」付けで呼ぶようにし、一人ひとりを大切にしようとする気持ちを育てた。</p> <p>・校内縦割り班遊びや掃除の時間に他学年とも触れ合うことにより、児童相互のより良い人間関係を作った。</p> <p>・「人権週間」を設定し、人権同和教育に視点を当てた集会を校内で実施。人権標語、人権作文など個の気づきや学びを全校児童に広げる取組を行った。</p> <p>・地域の方との交流を色々な機会にもち、相手のことを考えた言動ができるように指導を行った。</p> <p>・道徳の時間において、男女が互いに信頼・尊重し合うことの大切さを指導した。</p> <p>・友達との会話において、一人ひとりを大切にしようとする言葉づかいができるように指導した。</p> | <p>●子どもたちの間でも、「さん」付けで呼ぶことが当たり前になった。</p> <p>・異年齢で交流することで交流することにより、よりよい人間関係づくりをすることができた。</p> <p>・「人権集会」を設定することで、全校で人権について考える機会となった。</p> <p>★引き続き、人権は守られているかという視点で学校生活を点検する</p> <p>・授業時間中は「さん」という呼び方ができるが、休み時間は呼び捨てやあだ名で呼び合うこともあり、注意している。</p> <p>・相手の気持ちを考えた言動ができるよう、今後も継続的に働きかけていく必要がある。</p> <p>●男女それぞれを認め合い、尊重し合うことの大切さについて、知的な理解や意識化は進んでいる。</p> <p>・男女とも分け隔てなく接する姿が見られた。</p> <p>★異性を理解し、互いに信頼・尊敬し合い助けあっていこうとする態度の継続的努力は必要である。</p> | <p>教育部総務課・ 学校教育室(小 学校)</p> <p>教育部総務課・ 学校教育室(中 学校)</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>■男女平等、男女相互理解についての教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校行事や児童会活動等のリーダーを男女の別なく選び、固定的な役割分担をしないように留意した。 道徳や家庭科などの時間において、男女が互いに信頼し合い、助け合うことの大切さを指導するとともに、日常生活において様々な場面の中で随時指導を行った。 <p>・班や、係活動など日常生活で男女にとらわれずに、分担・活動することに配慮した。</p> <p>・校外での生徒自主研修、修学旅行等で男女混合による班活動を行い、互いに協力しながら活動できるよう支援・活動を行った。</p> <p>・3年生の社会科で、日本国憲法における「平等権」家庭生活における「個人の尊重と両性の本質的平等」、国内法の「男女雇用機会均等法」「男女共同参画社会基本法」、国際的な「女子差別撤廃条約」の異議やねらいについて学習した。</p> | <p>●男女の区分にとらわれず、互いに協力して活動した。</p> <p>★日常生活の中で、男女平等や男女相互理解を深めるよう教職員の人権感覚を磨きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続的に働きかける必要がある。 <p>●性差に基づく固定的な役割分担ではなく、個人の良さを生かしながら、学校生活を協力して営んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒は、男女共同参画社会の実現にむけて知識を深めることができた。 <p>★日常生活場面で「男子なのに、女子だから」という捉え方に基づく言動も見られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 知識としては身につけることができたが、それが自分の身の回りの生活とどうつながるか、学んだことをどう実践していくのかを考えさせたい。 | <p>教育部総務課・学校教育室(小学校)</p> <p>教育部総務課・学校教育室(中学校)</p> |
| <p>■家族や家庭生活の大切さについての教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭科の学習において、家庭のあり方や家族の人間関係などに関する指導を行った。 生活科や家庭科の学習の中で、家庭はどんな仕事があり、誰がどんな仕事を分担しているのか調べることにより、自分ができることやしてみたいことを考えた。 「ようこそ赤ちゃん」の取り組みで、赤ちゃんやその保護者の方のふれあう活動を通して、生命の大切さや家族への感謝を感じる気持ちを育てた。 <p>・技術家庭科(家庭分野)の学習において、家庭の在り方や家庭の機能について学ぶとともに、パートナーと共に協力して、育児や家事を行うことの意義について学習した。</p> | <p>●やっってもらうのが当たり前だった家庭の仕事について自分でもできることが分かり、親子の触れ合いの貴重な時間となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ようこそ赤ちゃん」の取り組みで保護者の方と話をすることは、親の思いを実感する体験となっている。 <p>★学習したことが、日常につながっていくようにしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な教育活動の中で指導者が視点をもって指導することが大切である。 <p>●生徒は、男女共同参画社会の実現に向けて知識を深めることができた。</p> <p>★いろいろな場面で啓発していき、実践力につなげていきたい。</p> | <p>教育部総務課・学校教育室(小学校)</p> <p>教育部総務課・学校教育室(中学校)</p> |
| <p>具体的施策：教職員・保護者への啓発活動</p> | | |
| <p>実施状況</p> | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> | <p>所管課</p> |
| <p>■教職員の資質の向上を図るための研修</p> | <p>●相対的に理解は進んでおり、保護者</p> | <p>子育て支援課</p> |

| | | |
|---|---|--|
| <p>の実施及び参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の参加する園行事（保育参加等）において意見交換し、男女共同参画に関して保護者の意識啓発に努めた。 ・男性保育士の勤務する保育所が増えていく中、仕事の分担について、男性、女性に関係なく園務分掌を振り分けた。 <p>・教職員が各種研修会に積極的に参加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育研修会へ参加し、意識啓発を行った。 ・校内研修会や服務研修等でハラスメントや男女共同参画等について、事例研修を行うことで、教職員の人権感覚を磨いた。 ・職員会時に「しまねの人権教育」の読み合わせを継続して行い、各自がその都度書き留めたことをもとに話し合う機会をもった。 ・仕事の分担について、男女にかかわらず適材適所で校務分掌を振り分けた。 <p>・人権をテーマにした研修会、講演会などを実施し、人権意識の向上に努めた。</p> | <p>の夫婦間で協力し合う環境が整ってきているが、家庭によっては、家事や子育ては母親まかせという実態も見受けられる。</p> <p>★研修会への参加、意識啓発は今後も必要、性同一性障害等の新しい性に関する課題の啓発も必要であり、今後はその研修も必要であると考えている。</p> <p>●それぞれが参加した研修会の研修内容を報告し合うことで、意識を高めることができた。</p> <p>★職員会等で報告をしているため、職員会に参加できないパート職員や支援員等に伝える時間をもち、全職員に周知できるようにしたい。</p> <p>●教職員の人権意識が高まった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分たちの行動を振り返るきっかけとなった。 <p>★教職員の人権意識を高めるために、効果的な研修内容を考えたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の構成は毎年度変わるので、同じ内容でも継続して行っていくことが大切である。 <p>●積極的に研修会し、職員の関心・意欲が高まった。</p> <p>★これからも引き続き研修を続けていきたい。</p> | <p>教育部総務課・学校教育室（幼）</p> <p>教育部総務課・学校教育室（小学校）</p> <p>教育部総務課・学校教育室（中学校）</p> |
| <p>■学校だより、学級通信などを活用した情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園から発行しているクラスだよりやくてっ子だより等に関連記事を掲載し、男女平等社会への意識付けを行った。 <p>・学校だより、学級だよりで学習の様子を伝えた。</p> | <p>●園としての考えや実践を伝えることができた。</p> <p>★一方的な発信だけでなく、更なる取り組みができるようにしていきたい。</p> <p>●学校や学級の取り組みについて理解が深まった。</p> <p>★一方通行にならないように、双方向のやりとりを行う必要がある。</p> | <p>教育部総務課・学校教育室（幼）</p> <p>教育部総務課・学校教育室（小学校）</p> |

| | | |
|---|---|--|
| <p>・人権に関する授業や活動の様子を「学校だより」「人権だより」「保健だより」等に掲載し、保護者の啓発に努めた。</p> | <p>●学校での取り組みを保護者に伝えることができた。 ★引き続き継続的にたよりを発行し、啓発につとめたい。</p> | <p>教育部総務課・ 学校教育室(中学校)</p> |
| <p>■公民館・まちづくりセンター・学校・保護者と連携し、人権・同和教育研修会、親学講座等の開催 【再掲】</p> <p>・17会場、22回開催、延べ530人参加</p> <p>・各地区公民館を中心に人権・同和教育講演会、子育て講演会、親学講演会等を開催するなかで、男女共同参画についての学びを実施した。</p> <p>・人権・同和教育講演会 12回開催 416人参加</p> <p>・子育て支援・家庭教育支援のための親学講座 11回開催 169人参加</p> <p>・親子体験活動・交流活動 12回開催 483人参加</p> <p>・パパクッキング教室 2回開催 54人参加</p> <p>・読み聞かせ研修会 12回開催 483人参加</p> <p>・思春期・赤ちゃん交流学習事業 13回開催 2,294人参加 【再掲】</p> <p>・実施することができなかった。</p> <p>・親学講座で家庭学習の取り組みについて研修会を行い多くの保護者が参加した。</p> <p>・小中学校合同開催のふれあい研修会について、保護者をはじめ、校区内の全家庭を対象に案内した。</p> | <p>●研修会や講座のほか、各種事業を通じて男女共同参画についての意識啓発に努めた</p> <p>★参加者が少ないうえ、いつも同じ人たちが参加される傾向にある研修会や講座の内容、開催日時、周知方法などを工夫する必要がある</p> <p>●各種講演会等を通じて行った意識啓発によって、参加者の理解を深めることができた。</p> <p>★継続実施することで効果の定着を図る。</p> <p>★研修会内容について、継続して市内全域で取り組むという観点から、参加者が興味をもてるものや、現在の社会情勢にあったものとなるよう、講師の選定や学習形態などの工夫が必要である。</p> <p>★今後は、保護者を対象とした研修会を計画したい。</p> <p>●家庭学習のあり方について、振り返って考えたり、見直したりする機会がもてた。</p> <p>・土曜日の開催ということもあって、多くの方に参加してもらうことができた。</p> <p>★よりよい研修の場になるように、内容や形態等がマンネリ化しないようにしたい。</p> <p>・地域へのより積極的な働きかけをまちづくりセンター等と連携して考えていきたい。</p> | <p>まちづくり推進課</p> <p>社会教育課</p> <p>教育部総務課・ 学校教育室(幼)</p> <p>教育部総務課・ 学校教育室(小学校)</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>開催するなかで、男女共同参画についての学びを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育講演会 12回開催 416人参加 ・子育て支援・家庭教育支援のための親学講座 11回開催 169人参加 ・親子体験活動・交流活動 12回開催 483人参加 ・パパクッキング教室 2回開催 54人参加 ・読み聞かせ研修会 12回開催 483人参加 ・思春期・赤ちゃん交流学習事業 13回開催 2,294人参加 【再掲】 | <p>とができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ★継続実施することで効果の定着を図る。 ★研修会内容について、継続して市内全域で取り組むという観点から、参加者が興味をもてるものや、現在の社会情勢にあったものとなるよう、講師の選定や学習形態などの工夫が必要である。 | |
|--|--|--|

基本目標Ⅱ 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

重点目標2 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

1) 政策・方針決定過程への参画推進

| 具体的施策：市の審議会等への女性委員の参画推進 | | |
|--|---|---------------------------------------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■市の審議会等への女性委員の参画率向上に関する取組み （女性の参画率 平成 32 年度：40%以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各課へ各種審議会等における女性の参画状況調査を実施した。 各種審議会等への女性の参画率 31.6%（前年度31.2%） まちづくりセンター運営委員会の女性委員の増を働きかけた（まちづくり委員会は改選期でないため指導等を行っていない） | <p>●前年より0.4ポイント増加した。また、審議会への参画状況調査を実施することで、各課において委員等を選任する際の動機付けを図った。</p> <p>●まちづくりセンター運営委員会（女性の参画率23%） まちづくり委員会（女性の参画率13%）</p> <p>★徐々にではあるが、女性の参画率が向上しているが、参画率は地域によって大きく異なる</p> <p>まちづくりセンター運営委員会（10%～44%） まちづくり委員会（0%～55%）</p> | <p>人権推進課 関係各課</p> <p>まちづくり推進課</p> |
| <p>■女性委員「ゼロ」を脱却する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 各課へ各種審議会等における女性の登用について文書による依頼を行なった。 まちづくりセンター運営委員会の女性委員の増を働きかけた（まちづくり委員会は改選期でないため指導等を行っていない） | <p>●審議会への参画状況調査を実施することで、各課において委員等を選任する際の動機付けを図った。</p> <p>●まちづくりセンター運営委員会（女性の参画率23%） まちづくり委員会（女性の参画率13%）</p> <p>★徐々にではあるが、女性の参画率が向上しているが、参画率は地域によって大きく異なる</p> <p>まちづくりセンター運営委員会（10%～44%） まちづくり委員会（0%～55%）</p> | <p>人権推進課 関係各課</p> <p>まちづくり推進課</p> |

| 具体的施策：市の外郭団体等への女性の積極的な参画 | | | | | | | | | | |
|--|---|---------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|--|-----|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 | | | | | | | | |
| ■市の外郭団体等の長への女性の登用の働きかけ ・各課へ関係する外郭団体等における女性の登用について文書による依頼を行なった。 | ●女性委員を積極的に任用するよう関係各課に通知したことにより選任の際の動機付けを図った。 | 人権推進課 関係各課 | | | | | | | | |
| ■女性議会等の開催による「政策・方針決定の場」への参画推進 ・実績なし | | 人権推進課 関係各課 | | | | | | | | |
| 具体的施策：女性職員登用等の促進 | | | | | | | | | | |
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 | | | | | | | | |
| ■女性職員の政策提言制度の実施、各種研修の充実 ・女性職員による政策提言チームを結成し、「定住促進」をテーマとして市長への政策提言を実施した。 | ●政策形成能力の向上と意識啓発による人材育成 ●職場を超え横断的に議論できる場の確保と女性の視点での政策形成による組織活性化 | 人事課 | | | | | | | | |
| ■意欲と能力に応じた適材適所の人員配置 ・女性職員の昇任（平成28年4月1日付定期人事異動） <ol style="list-style-type: none"> 女性職員数 172名 昇任総数 8名 （課長級1名、課長補佐級1名、係長級5名、主任級1名） 役職ごとの人数（平成28年4月1日現在） <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>課長級</td><td>2名</td></tr> <tr><td>課長補佐級</td><td>16名</td></tr> <tr><td>係長級</td><td>39名</td></tr> <tr><td>主任級</td><td>97名</td></tr> </table> | 課長級 | 2名 | 課長補佐級 | 16名 | 係長級 | 39名 | 主任級 | 97名 | ●係長級以上の役職に占める女性職員の割合は年々増加しており、女性職員の政策立案への参画が進んでいる。 ★課長級以上の役職への女性職員の登用が進んでいない。 | 人事課 |
| 課長級 | 2名 | | | | | | | | | |
| 課長補佐級 | 16名 | | | | | | | | | |
| 係長級 | 39名 | | | | | | | | | |
| 主任級 | 97名 | | | | | | | | | |

2) 各種機関、団体、企業等への女性の参画の促進

| 具体的施策：地域における女性の参画の促進 | | |
|---|---|-----|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ■公民館長、PTA 会長、自治会長などへの女性の参画についての啓発 ・実績なし | ★自治会ごとで任期、改選時期が異なり、個々の自治会への役員改選前の啓発は難しい。 | 総務課 |

| | | |
|--|---|--------------------------|
| <p>・積極的に女性委員を任用するよう関係各課に通知した。</p> | <p>●女性委員を積極的に任用するよう関係各課に通知したことにより選任の際の動機付けを図った。</p> | <p>人権推進課</p> |
| <p>・PTA会長をはじめとしたPTA役員について、男女の規制はなく、誰でも参画できる体制をとっている。</p> | <p>●PTA役員の中に父親、母親の両方がいることで、それぞれの視点からの意見が出て、PTA活動が充実したものになっている。 ★今後も引き続き、男女を問わず誰でも参画できる体制が望ましいと考えている。</p> | <p>教育部総務課・学校教育室(幼)</p> |
| <p>・PTA規約により、PTA副会長の内、必ず一人は女性としている。 ・PTAの役員では、男女関わりなく適材適所で仕事をお願いした。</p> | <p>●母親としての意見がPTAの運営に反映されている。 ・PTA役員の半数以上は女性で、女性の参画は進んでいる。 ★PTAの役員名簿には、父親の名前が挙がっていても、実際に参加されるのは母親であったりすることがあった。 ・母親委員会の名称とその役割について再考したい。</p> | <p>教育部総務課・学校教育室(小学校)</p> |
| <p>・PTAの役員を男女関係なく担当していただいている。</p> | <p>●毎年、女性の方にも役員を受けていただいております、PTA活動に女性の参加が促進されている。 ★今後も継続する。 ・促進されている学校もある反面、PTA役員が男性に偏ったり、行事への参加は女性が多かったりするなど、男女の参加比という面からすると、十分でない面が見られる学校もある。</p> | <p>教育部総務課・学校教育室(中学校)</p> |
| <p>・市内7公民館職員(館長・主事14人)(うち、女性6人 全体の43% すべて公民館主事) ・市内7公民館運営委員会委員 97人(うち女性22人 全体の22%) ・その他委員 社会教育委員15人(うち女性4人 全体の27%) スポーツ審議会委員11人(うち女性3人 全体の27%) スポーツ推進員 25人(うち女性11人 全体の44%)、 文化財保護審議会委員 8人(うち女性</p> | <p>●委員選任の際の動機づけとなった。 ★各種審議会へ委員選定の際には、目標40%を念頭に置きながら選定することとし、各種分野での女性委員の参画を図る。 ★一方で、委員は各団体の役職(あて職)で選任されるケースが多いので選定に限界がある。</p> | <p>社会教育課</p> |

| 1人 全体の13%) 図書館協議会委員 10人(うち女性3人 全体の30%) | | |
|--|---|--|
| 具体的施策：企業、団体等への女性の参画の促進 | | |
| 実施状況 | 効果等(●主な効果・★評価・問題点) | 所管課 |
| ■企業や団体等への女性の参画についての啓発 ・石見大田公共職業安定所との共催により「公正採用選考推進セミナー」を開催した。 参加企業：37社 ・大田市婦人団体連絡協議会への補助金を交付し、活動を推奨した。(活動内容)・男女共同参画、環境学習等会員研修、・市内公共施設の清掃活動、環境美化活動(市役所玄関前プランター花の入替え等) | ★女性参画に係る各種制度等について、セミナーの中で女性参画に係る各種制度について周知を行い、市内事業所への啓発につなげることができた。 ●市内女性団体として研修等に参加することで、男女共同参画への知識を深め、女性団体相互のネットワークづくりに協力できた。 ★団体内における会員の高齢化に伴う事業縮小への対応。 | 総務課 人権推進課 産業企画課 社会教育課 |

3) 女性の人材育成

| 具体的施策：地域リーダーの育成 | | |
|--|--|-------|
| 実施状況 | 効果等(●主な効果・★評価・問題点) | 所管課 |
| ■「サンレディー大田」・「あすてらす」と連携し、講演会やセミナーを開催【再掲】 ・しまね女性センターが主催する「あすてらすフェスティバル2016」(6/11)に島根県と共に開催した。 ・講演会 演題：「災害から生きのびるための男女共同参画」講師：田端八重子さんと各分科会 参加者：450名 ・男性のためのブラッシュアップセミナー・フォローアップ大田編をしまね女性センターと共に、実習を取り入れた参加型の講座を開催した。(3/11) ・演題：「掃除ができると男が上がる☆」講師：江川 佳代さん 参加者：19名 ・第24回サンレディーフェスタ(2/24、25) ・石見銀山遺跡世界遺産登録10周年記念事業 記念講演会 | ●固定的役割分担意識の解消のきっかけづくりを継続して行うことにより、リーダー育成等の動機付けを図った。 ★参加者が固定化されている傾向にあるため、周知方法等の工夫が必要である。今後もしまね女性センター、サンレディー大田との連携を図っていく必要がある。 | 人権推進課 |

| | | |
|--|--|--------------------------------------|
| <p>演題：「周縁からみる石見銀山の歴史～銀山に生きる女性と子ども～」 講師：仲野義文さん（石見銀山資料館館長） 参加者：150名 【再掲】</p> <p>・実績なし</p> | <p>★「サンレディー大田」や「あすてらす」が開催する女性の地域リーダー育成につながる内容の講座等について、企業訪問の際に周知し、啓発につなげたい。</p> | <p>産業企画課</p> |
| <p>■公民館等の事業を通して、まちづくりを担う人材育成の促進</p> <p>・各地区公民館を中心に、地域のリーダー育成事業等を行い、地域を担う「人づくり」の面からの支援を行った。 ・リーダー育成講座 81回開催 1,741人参加</p> <p>・まちづくりリーダー研修会の実施（3回実施、延べ57人参加） まちづくりセンターの各種事業を通じ、人材を発掘し育成を図っている</p> | <p>●伝統芸能継承を含め、事業をとおして地域に愛着を持ち、主体的に地域に関わろうとする人材が育成されている。 ★継続実施することで効果の定着を図る。</p> <p>●まちづくりに関心を持つ女性が増え、まちづくり運営委員会に占める女性割合が高まっている まちづくりセンターの利用及び各種事業の参加は、圧倒的に女性の割合が高い ★まちづくりリーダー研修会は男女の枠なく参加を呼びかけているが、平成28年度において女性の参加はほとんどない。率先して地域を牽引しようという女性が育っていない</p> | <p>社会教育課</p> <p>まちづくり推進課</p> |
| <p>具体的施策：女性の社会参画促進のための情報提供</p> | | |
| <p>実施状況</p> <p>■女性の人材育成に関わる各種学習会、研修会の開催の周知</p> <p>・女性の活躍推進行動計画に係る、説明会・相談会について窓口にチラシの掲示を行った。</p> <p>・市役所1Fロビー等にチラシの掲出を行った。</p> | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> <p>●意識啓発につながったと見込まれる。 ★周知の方法の検討を行う（企業訪問の際に周知を行う等）</p> <p>★制度について周知を行う必要がある。</p> | <p>所管課</p> <p>産業企画課</p> <p>人権推進課</p> |
| <p>具体的施策：人材育成のための支援の充実</p> | | |
| <p>実施状況</p> | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> | <p>所管課</p> |

| | | |
|--|---|-------|
| <p>■資格等の取得に係る助成制度の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成制度はあるが、女性への助成実績なし。 | <p>★市内企業に資格取得助成に係る周知を行い、女性のスキルアップにつなげる必要がある。</p> | 産業企画課 |
| <p>■関係機関と連携し、スキルアップ講座等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練センターの実施する、建築スキル向上訓練に1名参加。 | <p>●木材建築に関する、知識の取得を図ることができ、今後の業務拡大につなげる事が可能になった。</p> <p>★男性と比較して女性参加者が少ないため、周知を徹底することや女性のニーズに合うような講座が必要になる。</p> | 産業企画課 |

重点目標3 職場・家庭・地域活動における男女共同参画の推進

1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理解促進と定着

| <p>具体的施策：固定的な性別役割分担意識の払拭のための啓発促進</p> | | |
|--|--|-------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■「男女共同参画サポーター」と連携した啓発活動・情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間（6/23～29）の市民への周知と意識啓発のため、大田市男女共同参画サポーターとともにぎんざんテレビに出演し、PRした。また、大田市男女共同参画サポーターと連携し、男女共同参画啓発番組を制作。 | <p>●「男女共同参画啓発番組」はケーブルテレビで年間を通して放送した。固定的役割分担意識が高いと推測されるシニア世代を中心に、自分の生活を振り返るきっかけ作りになった。</p> <p>★広域的で効果的な啓発方法について考える必要がある。</p> | 人権推進課 |
| <p>■「サンレディー大田」・「あすてらす」と連携し講演会やセミナーを開催 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しまね女性センターが主催する「あすてらすフェスティバル2016」（6/11）に島根県と共に開催した。 ・講演会 <ul style="list-style-type: none"> 演題：「災害から生きのびるための男女共同参画」講師：田端八重子さんと各分科会 参加者：450名 ・男性のためのブラッシュアップセミナー・フォローアップ大田編をしまね女性センターと共に、実習を取り入れた参加型の講座を開催した。（3/11） <ul style="list-style-type: none"> 演題：「掃除ができると男が上がる☆」講師：江川 佳代さん 参加者：19名 ・第24回サンレディーフェスタ（2/24、25） ・石見銀山遺跡世界遺産登録10周年記念 | <p>●男性向け実践型セミナーの開催したことにより、家庭における男女共同参画のきっかけづくりになった。</p> <p>★参加者が固定化されている傾向にあるため、周知方法等の工夫が必要である。今後もしまね女性センター、サンレディー大田との連携を図っていく必要がある。</p> | 人権推進課 |

| | | |
|--|---|------------------------------|
| <p>事業 記念講演会 演題：「周縁からみる石見銀山の歴史 ～銀山に生きる女性と子ども～」 講師：仲野義文さん（石見銀山資料館館長） 参加者：150名 【再掲】</p> <p>・男性向けの料理教室で家事参画を促す講座を10回開催した。</p> | <p>●合計45名が参加し、固定的な性別役割分担意識を変える契機となった。 ★講習会の内容の拡充を図り、多方面からの啓発につなげたい。</p> | <p>産業企画課</p> |
| <p>■公民館・まちづくりセンターにおいて人権・同和教育講演会、親学講座等の開催【再掲】</p> <p>・17会場、22回開催、延べ530人参加</p> <p>・各地区公民館を中心に人権・同和教育講演会、子育て講演会、親学講演会等を開催するなかで、男女共同参画についての学びを実施した。</p> <p>・人権・同和教育講演会 12回開催 416人参加 ・子育て支援・家庭教育支援のための親学講座 11回開催 169人参加 ・親子体験活動・交流活動 12回開催 483人参加 ・パパクッキング教室 2回開催 54人参加 ・読み聞かせ研修会 12回開催 483人参加 ・思春期・赤ちゃん交流学習事業 13回開催 2,294人参加</p> | <p>●研修会や講座のほか、各種事業を通じて男女共同参画についての意識啓発に努めた ★参加者が少ないうえ、いつも同じ人たちが参加される傾向にある研修会や講座の内容、開催日時、周知方法などを工夫する必要がある</p> <p>●各種講演会等を通じて行った意識啓発によって、参加者の理解を深めることができた。 ★継続実施することで効果の定着を図る。 ★研修会内容について、継続して市内全域で取り組むという観点から、参加者が興味をもてるものや、現在の社会情勢にあったものとなるよう、講師の選定や学習形態などの工夫が必要である。</p> | <p>まちづくり推進課</p> <p>社会教育課</p> |
| <p>具体的施策：家庭生活や地域活動における男女共同参画の推進</p> | | |
| <p>実施状況</p> | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> | <p>所管課</p> |
| <p>■公民館・まちづくりセンターにおいて人権・同和教育講演会、親学講座等の開催【再掲】</p> <p>・17会場、22回開催、延べ530人参加</p> | <p>●研修会や講座のほか、各種事業を通じて男女共同参画についての意識啓発に努めた ★参加者が少ないうえ、いつも同じ人たちが参加される傾向にある研修会や講座の内容、開催日時、周知方法などを工夫する必要がある</p> | <p>まちづくり推進課</p> |

| | | |
|---|---|--------------------------------------|
| <p>・各地区公民館を中心に人権・同和教育講演会、子育て講演会、親学講演会等を開催するなかで、男女共同参画についての学びを実施した。</p> <p>・人権・同和教育講演会 12回開催 416人参加 ・子育て支援・家庭教育支援のための親学講座 11回開催 169人参加 ・親子体験活動・交流活動 12回開催 483人参加 ・パパクッキング教室 2回開催 54人参加 ・読み聞かせ研修会 12回開催 483人参加 ・思春期・赤ちゃん交流学習事業 13回開催 2,294人参加 【再掲】</p> | <p>●各種講演会等を通じて行った意識啓発によって、参加者の理解を深めることができた。</p> <p>★継続実施することで効果の定着を図る。</p> <p>★研修会内容について、継続して市内全域で取り組むという観点から、参加者が興味をもてるものや、現在の社会情勢にあったものとなるよう、講師の選定や学習形態などの工夫が必要である。</p> | <p>社会教育課</p> |
| <p>■「男女共同参画サポーター」と連携した啓発活動・情報発信 【再掲】</p> <p>・男女共同参画週間(6/23～29)の市民への周知と意識啓発のため、大田市男女共同参画サポーターとともにぎんざんテレビに出演し、PRした。また、大田市男女共同参画サポーターと連携し、男女共同参画啓発番組を制作。 【再掲】</p> | <p>●「男女共同参画啓発番組」はケーブルテレビで年間を通して放送した。固定的役割分担意識が高いと推測されるシニア世代を中心に、家庭における男女共同参画のきっかけづくりになった。</p> <p>★広域的で効果的な啓発方法について考える必要がある。</p> | <p>人権推進課</p> |
| <p>具体的施策：子育て支援の充実</p> | | |
| <p>実施状況</p> | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> | <p>所管課</p> |
| <p>■男性の育児休暇取得に向けた取り組み</p> <p>・特定事業主行動計画の推進、休暇制度の周知</p> <p>・H28年実績 男性職員の育児休業取得率：0% 男性職員の育児参加休暇取得率：43.8%</p> <p>・実績なし</p> <p>・イクボス表彰や育児休業に関する法制度についての説明会・相談会のチラシを窓口に掲示し、周知を行った。</p> | <p>★男性職員の育児参加休暇・育児休業の取得率が低迷している状況であり、男性職員の育児への積極的な参画が必要。</p> <p>★制度について周知を行う必要がある。</p> <p>●意識啓発につながったと見込まれる。</p> <p>★周知の方法の検討を行う（企業訪問の際に周知を行う等）</p> | <p>人事課</p> <p>人権推進課</p> <p>産業企画課</p> |
| <p>■保育所における延長保育、病児・病後児保育等の特別保育事業の実施</p> <p>・多様な保育サービスの提供に努めた。</p> | | <p>子育て支援課</p> |

| | | |
|--|--|--------------------------------|
| <p>保育園における特別保育事業の実施 延長保育（10ヶ所）、一時保育（16ヶ所）、休日保育（1ヶ所）、 病児・病後児保育（自園型3ヶ所・オープン型1ヶ所）</p> | | |
| <p>■放課後児童クラブ・ファミリーサポートセンター事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な保育サービスの提供に努めた。 放課後児童クラブ：9ヶ所 （大田くわんぱく・ラプリー・あゆみ）・長久・久手・朝波・仁摩・温泉津、大田いきいき） 受入児童数 延べ3,264人 ファミリーサポートセンター事業：会員数157人 | <p>★ファミリーサポートセンターのサポート利用が少ない。設立の趣旨や活動の内容の周知が進んでいないと思われる。 （放課後児童クラブが地元にはない地域がある。）</p> <p>★ファミリーサポートセンターは放課後児童クラブや塾への送迎等ニーズは存在しているが、マッチングがうまくいかない事例もあり会員数を拡大し、改めて制度を周知する必要がある。 平成28年度は小学校保護者の利用に力を入れる取り組みを行った。 【ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです。】</p> | <p>子育て支援課</p> |
| <p>■幼稚園における「預かり保育」、「保育後の園庭開放」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 預かり保育では、教育時間後も家庭の事情により緊急の又は一時的に保育を必要とする園児等を対象に実施 年間利用者 延べ1,506人 | <p>●保護者の就労体系の多様化、家庭環境の変化に伴う保育時間の延長に対する需要に対応</p> <p>★今後も継続</p> | <p>教育部総務課・ 学校教育室</p> |
| <p>■放課後子ども教室の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内校区単位で放課後子ども教室を実施（14地域 19教室） | <p>●地域の実情を踏まえながら実施しており、H28年度途中に新規教室も立ち上がった。地域の協力もあり、放課後対策として有効である。</p> <p>★開設希望の団体については速やかに支援を行うことができた。</p> | <p>社会教育課</p> |
| <p>■ひとり親家庭への援助体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子・父子自立支援員 ひとり親家庭のさまざまな相談（就労支援、経済的な相談など）に対応するため、母子・父子自立支援員を1名配置している。 男女問わず、配偶者等からのDV等の防 | <p>●年間相談件数 220件 配置人員 1名</p> <p>★相談範囲が年々広がっているが、今後も継続して人員を配置する。</p> <p>●就学援助事業により、保護者の経済</p> | <p>子育て支援課 教育部総務課・</p> |

| | | |
|---|--|----------------------------|
| <p>止に関する学習や相談窓口があることを周知（子どもへの暴力・虐待を防ぐ取組を含む）</p> <p>・小・中学校における就学援助事業を実施。</p> | <p>負担の軽減を図った。</p> <p>★今後も継続</p> | <p>学校教育室</p> |
| <p>■妊産婦面接、乳幼児相談、乳幼児健診、予防接種、離乳食教室等の実施</p> <p>・妊娠届出時の妊婦面接、新生児訪問を年間通して全数実施。</p> <p>・乳幼児相談、乳幼児健診、妊婦乳幼児家庭訪問、予防接種、離乳食教室を継続して定期実施。</p> | <p>●支援の必要な妊産婦の早期支援につながった。</p> <p>乳幼児相談は新生児の全数訪問により、参加者が増加し、気軽に相談できる場として周知されつつある。</p> <p>★乳幼児相談、離乳食教室の周知を継続して行う。</p> | <p>健康増進課</p> |
| <p>■母子保健推進員による妊婦支援の充実</p> <p>・母子保健推進員による妊婦支援、こにちは赤ちゃん訪問事業による家庭訪問、地域での育児サークルの開催等により、地域で子育てをする中で、身近な相談役として支援を継続して実施。</p> | <p>●母子保健推進員に対して、母乳育児の推進に関する研修を実施し、妊産婦に対する支援のスキルアップを行った。</p> <p>★妊娠中は就労している妊婦が多く、母子保健推進員と連絡がとれないことがあるが、妊娠中からの関わりが重要であり支援を継続する。</p> | <p>健康増進課</p> |
| <p>■一般不妊治療費等の助成制度の実施</p> <p>・対象：大田市内に住所を有する夫婦</p> <p>助成対象：保険適応の不妊治療及び検査、人工授精の治療費</p> <p>助成額：1 夫婦に対して上限 15 万円/年</p> <p>助成期間：3 年間（中断期間を含まず）</p> | <p>●助成件数 24 件（1 期：11 件、2 期：10 件、3 期：3 件）</p> <p>年度内の妊娠届出は助成件数のうち 11 件</p> <p>★助成事業の住民周知及び医療機関周知を継続する。</p> | <p>健康増進課</p> |
| <p>■子育ての不安軽減等のための相談支援体制の充実</p> <p>・地域子育て支援センター事業</p> <p>育児不安等に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供など、子育て家庭に対する育児支援を市内3か所で実施。</p> <p>・支援が必要なケースについては、妊娠期から関係機関と随時情報共有しながら支援を実施。</p> | <p>●【利用者数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大田子育て支援センター3,700 人 ・仁摩子育て支援センター 830 人 ・温泉津子育て支援センター 90 人 <p>★在宅の子育て親子に対する子育て相談や育児支援、育児サークル育成を行っており利用頻度も高い。</p> <p>●関係機関との情報共有により、妊娠早期からの支援が実施できている。</p> <p>★支援が必要なケースが増加しており、関係機関との切れ目のない支援体制を整備する必要がある。</p> | <p>子育て支援課</p> <p>健康増進課</p> |
| <p>■多世代同居・近居への支援</p> <p>・12 件：775 千円（うち UI タ- 加算 7 世帯）</p> | <p>●定住へのきっかけに効果的な事業となり、子育ての経費軽減にもつながったと思われる。</p> <p>★5 月末ですでに 4 件の実績があり、今後も申請件数の増加が予想される。</p> | <p>定住推進課</p> |

| | | |
|--|---|---|
| | 事業内容も含め検討を要する。 | |
| <p>■結婚から子育てまで切れ目なく相談できる窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新婚さん住まい応援事業 ・新規 27 世帯 1,885 千円（うち U ター加算 12 世帯） ・継続 35 世帯 3,200 千円（うち U ター加算 3 世帯） <p>・施策体系に見合う事業が実施できていない</p> <p>・妊娠届出時面接より、支援が必要なケースを把握し関係機関と随時情報共有しながら支援を実施。</p> | <p>●申請時に住居相談のほか、相談内容に応じ各種窓口へつなげることができた。</p> <p>★新婚さん住まい応援事業はH28 をもって廃止となったが、その他事業での申請時に相談があった際、内容に応じて対応が可能である。</p> <p>★今後、母子保健事業で設置される、子育て世代包括支援センターを中心に事業実施に向け検討したい。</p> <p>●関係機関との情報共有により、妊娠早期からの支援が実施できている。</p> <p>★支援が必要なケースが増加しており、関係機関との切れ目のない支援体制を整備する必要がある。</p> | <p>定住推進課</p> <p>子育て支援課</p> <p>健康増進課</p> |
| 具体的施策：介護サービスの充実 | | |
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■介護保険制度やサービスの周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あったかいね介護保険、介護保険サービスマップ、高齢者べんり帳を作成・配布し、制度やサービスの充実を図った。 | <p>●市民への制度やサービスの周知</p> <p>★市民への更なる介護保険制度やサービスの周知（広報やぎんざんテレビ等の活用）</p> | 介護保険課 |
| <p>■地域包括支援センターによる相談体制の強化と支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターにおいて、相談支援体制整備の強化に向けた研修や協議を行った。 | <p>●相談者に対する適切な相談支援</p> <p>★相談支援技術の向上</p> | 介護保険課 |

2) 職場環境の整備

| | | |
|--|---|---------------------------|
| 具体的施策：雇用の確保の体制づくり | | |
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■大田市無料職業紹介所の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内就職を希望する求職者と市内事業者の求人のマッチングを図り、地元就職の促進に取り組む。 | <p>★就職実績が0件であったため、市内事業者への周知を徹底することで幅広い求人情報を収集し、求職者のニーズに合うような情報を提供したい。</p> | 産業企画課 |
| <p>■男女雇用機会均等法の周知・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口に男女雇用機会均等に関する、パンフレットを掲示し、周知を行った。 | <p>●意識啓発につながったと見込まれる。</p> <p>★周知の方法の検討を行う（企業訪問の際に周知を行う等）</p> | <p>人権推進課</p> <p>産業企画課</p> |

| | | |
|--|--|--------------------------------------|
| <p>■企業のポジティブ・アクション（積極的改善措置）の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 働きやすい職場環境づくりに関しての、チラシ・ポスターを窓口に掲示し、周知を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ●意識啓発につながったと見込まれる。 ★周知の方法の検討を行う（企業訪問の際に周知を行う等） | 産業企画課 |
| <p>■女性活躍推進法に関する情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の主催する、セミナー・説明会に関しての周知を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ●意識啓発につながったと見込まれる。 ★周知の方法の検討を行う（企業訪問の際に周知を行う等） | 産業企画課 |
| <p>具体的施策：男女がともに安心して働き続けるための環境整備</p> | | |
| <p>実施状況</p> | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> | <p>所管課</p> |
| <p>■母性保護に関する法律の遵守と理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施なし <p>・妊娠届出時、働いている妊婦に対し「母性健康管理指導事項連絡カード」の周知。事業主への母性保護に関する法律遵守の文章送付。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ★周知の方法の検討を行う（企業訪問の際に周知を行う等） <ul style="list-style-type: none"> ●事業主への母性保護に関する法律遵守の文章送付。 →42件 ★職場によっては、法律遵守が十分でなく、妊娠、出産による退職が発生しているため、マタハラ防止等について職場への啓発が必要である。 | <p>産業企画課</p> <p>健康増進課</p> |
| <p>■男性の育児休暇取得に向けた取組み【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定事業主行動計画の推進、休暇制度の周知 <p>OH28年実績</p> <p>男性職員の育児休業取得率：0%</p> <p>男性職員の育児参加休暇取得率：43.8%</p> <p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実績なし <p>・イクボス表彰や育児休業に関する法制度についての説明会・相談会のチラシを窓口に掲示し、周知を行った。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ★男性職員の育児参加休暇・育児休業の取得率が低迷している状況であり、男性職員の育児への積極的な参画が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ★制度について周知を行う必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ●意識啓発につながったと見込まれる。 ★周知の方法の検討を行う（企業訪問の際に周知を行う等） | <p>人事課</p> <p>人権推進課</p> <p>産業企画課</p> |
| <p>具体的施策：あらゆるハラスメントの防止</p> | | |
| <p>実施状況</p> | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> | <p>所管課</p> |

| | | |
|--|---|--|
| <p>■関係機関と連携したあらゆるハラスメント防止についての周知・意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績なし ・石見大田公共職業安定所との共催による公正採用選考推進セミナーにおいて各事業所にハラスメント防止について説明をした。 ・セクハラ、パワハラ防止に関する、チラシやパンフレットを掲示し、周知を行った。 | <p>★あらゆるハラスメント防止のため、継続的な広報活動、情報提供の必要がある。</p> <p>●意識啓発につながったと見込まれる。</p> <p>★周知の方法の検討を行う（企業訪問の際に周知を行う等）</p> | <p>人事課</p> <p>人権推進課 おおだふれあい会館</p> <p>産業企画課</p> |
|--|---|--|

重点目標4 地域・農山漁村等における男女共同参画の推進

1) 農林水産業・自営商工業等における女性の地位の向上

| | | |
|--|---|--------------------------------------|
| <p>具体的施策：固定的な性別役割分担意識の払拭のための啓発促進</p> | | |
| <p>実施状況</p> <p>■農林水産業・自営商工業等に従事する女性の地位向上に向けた意識啓発のための研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績なし ・実施なし | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> <p>★女性の地位向上に向けての取組みを検討したい。</p> <p>★農業の機械化、高性能化により女性による農業機械オペレーター養成会等が必要</p> | <p>所管課</p> <p>産業企画課</p> <p>農林水産課</p> |
| <p>具体的施策：農林水産業・自営商工業等における女性の参画促進</p> | | |
| <p>実施状況</p> <p>■関係機関と連携し、女性の参画促進のための意識啓発のための研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績なし ・女性が積極的に参画している営農組織の事例について視察研修を実施 | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> <p>★女性の参画に向けての取組みを検討したい。</p> <p>●女性参画組織の活性化が高まることが習得できた。</p> <p>★農林水産業については、女性参画組織の取組みについて、意識づくりが必要</p> | <p>所管課</p> <p>産業企画課</p> <p>農林水産課</p> |
| <p>■農林水産業・自営商工業等の各種審議会等への女性の参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績なし | <p>★女性の参画に向けての取組みを検討したい。</p> | <p>産業企画課</p> |

| | | |
|---|---|-------|
| ・なし | ★多様なニーズを有する協議会等については積極的に女性参画を図る必要がある | 農林水産課 |
| ■集落営農組織等への女性の参画促進 ・新規設立された営農法人へ女性グループの加入 | ●女性の参画により、地域の活性化が図れた。 ★機械化による水稲中心の営農から、女性の参画による、幅広い営農に転換を促す。 | 農林水産課 |
| ■農業委員への女性登用等の促進 ・現委員26名中、3名が女性委員。(11.5%) | ●県内の女性農業委員で構成する「しまね女性農業委員の会」にも加入しており、他市町村女性委員との交流を図っている。 また、女性委員を対象とした研修会にも参加しており、委員としての資質向上に努めている。 ★主な業務が法令に基づく事項であるため、女性としての観点を活かせる機会が少ない。 今後の改選の際にさらに女性登用が増えることを望み、女性の観点が活かせる機会を検討する。 | 農業委員会 |
| 具体的施策：女性の経済的地位の向上 | | |
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ■農林水産業の女性技術者や担い手の育成 ・女性の就農希望者の農業体験等事業の活用 | ●産直生産者の育成により、女性目線での作物栽培に繋がる ★産直出荷農産物の拡大に向けた、女性農業者の創出は必要である。 | 農林水産課 |

2) 防災分野における男女共同参画の推進

| | | |
|---|--|-------|
| 具体的施策：防災対策における男女共同参画の意識啓発 | | |
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ■災害発生時に備え、女性や要配慮者に配慮・支援する体制を整備 ・車イス用の大型トイレテント、間仕切りテントを整備したほか、幼児、高齢者向けにおかゆ、ビスケット、アレルギー対応非常食を備蓄。 | ●避難所等でのプライバシーの確保及び幼児、高齢者に対応できる非常食の備蓄。 ★備蓄食料は確保できているが、今後は、ミルク、紙おむつ等や女性の生理用品の備蓄も考慮しなければならない。 また、避難所においての授乳室、更衣室、トイレ等の配慮が必要となる。 | 危機管理室 |
| 具体的施策：自主防災組織等への女性の参画促進 | | |
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |

| | | |
|---|---|--------------|
| <p>■自主防災組織等において役割に応じて編成される各班への女性の参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織リーダー研修会、大田市総合防災訓練の実施及び各自主防災会による防災訓練及び講習会の開催。 | <p>●防災訓練等を実際に体験することにより、自主防災組織への女性の参画を促進した。</p> <p>★防災訓練、講演会への女性の参加率は高いが、自主防災組織の女性班員率は依然として低い。</p> | <p>危機管理室</p> |
| <p>■避難所運営において、女性が参画できる体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施なし | <p>★避難所においては、多様なニーズへの対応が必要となるが、運営主体となる地域組織においては、依然として女性の参画が少ない。</p> | <p>危機管理室</p> |

3) だれもが安心して暮らせる環境の整備

| | | |
|---|---|--------------|
| <p>具体的施策：子育て支援の充実 【再掲】</p> | | |
| <p>実施状況</p> | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> | <p>所管課</p> |
| <p>※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理解と定着と同じ</p> | | |
| <p>具体的施策：高齢者の社会参画の促進</p> | | |
| <p>実施状況</p> | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> | <p>所管課</p> |
| <p>■地域介護予防活動支援事業への積極的参加の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者通いの場づくりモデル事業の実施 | <p>●参加者の閉じこもり予防、運動機能の向上</p> <p>★市内全域での実施をめざした高齢者通いの場づくり（未実施地区での実施支援）</p> | <p>介護保険課</p> |
| <p>■介護予防教室の実施と男性の積極的参加の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室の実施 <p>高齢者通いの場づくりモデル事業への男性参加の促進</p> | <p>●介護予防教室の実施による介護予防の推進</p> <p>高齢者通いの場づくりモデル事業への男性参加（サロンに比べ男性の参加が増えた）</p> <p>★男性の参加促進のための声かけ、プログラムの実施</p> | <p>介護保険課</p> |
| <p>■公民館事業における、高齢者の持つ豊かな経験と知識・技術を活かせる活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学者連携・融合の各種事業（放課後子ども教室、学校支援地域本部事業、ふるさと教育推進事業等）の中で、特に高齢者のもつ豊かな経験と知識・技能を活かせるよう努めており、地域講師やボランティアとして年間を通じ、参画している。また、公民館事業の中で、高齢者と | <p>●地域講師やボランティアとして参画することや、地域での世代間交流に参加することで、地域に貢献しているという意識が、自身の生きがいともなる。</p> <p>★継続実施することで効果の定着を図る。</p> | <p>社会教育課</p> |

| | | |
|--------------------------------------|--------------------|-----|
| 子供たちのふるさと学習講座を実施 11 回実施 282人参加 | | |
| 具体的施策：介護サービスの充実 【再掲】 | | |
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・ バランス）の理解と定着と同じ | | |

| | | |
|---|--|-------|
| 具体的施策：障がい福祉サービスの充実 | | |
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ■障がい福祉サービスの周知 <ul style="list-style-type: none"> 障がい者福祉のしおり「べんり帳」平成28年度版作成 ホームページ・広報等への情報掲載 | ●障がい福祉サービスの周知と相談支援体制の充実により、障がい者の自立と社会参加を推進するとともに、介護者の負担を軽減した。 特に障がい児については、早期発見早期支援により、保護者の不安を和らげ、その後の対応につながっている。 ★概ね、大田市障がい福祉計画どおりに実施。サービス利用者に比して相談支援専門員の数が少なく、迅速な対応ができていない部分もあり、今後更なる相談体制の充実が求められる。 また、事業所がなく需要があるにも関わらず提供されていないサービスについては、引き続き確保を推し進める必要がある。 | 地域福祉課 |
| ■相談体制の強化と支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員設置 相談支援事業所 2箇所 他 | | 地域福祉課 |
| ■障がい児支援サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障がい児相談支援 | | 地域福祉課 |

| | | |
|---|--|--|
| 具体的施策：外国人相談窓口の開設 | | |
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ■公益財団法人しまね国際センター内に開設されている外国人相談窓口の周知 <ul style="list-style-type: none"> 大田市ホームページへの掲載 | ★外国人からの問い合わせがなく、周知できているかが不明である。 | 総務課 |
| ■日本語教室のボランティアグループや関係機関と連携し相談体制の強化を図る <ul style="list-style-type: none"> ボランティアサークルと連携を図り、市内在住の外国人の生活相談への対応をした。 <ul style="list-style-type: none"> 在住外国人共生市民の会との意見交換を行った。 | ●市内在住の外国人が参加し、生活相談や情報交換、ネットワークづくりが図られた。 ★日本語ボランティアの確保、在住外国人への相談窓口の周知が課題である。 ●諸課題に関する行政担当部署の検討、及び関係課との連携を行うことの確認。 ★学校教育カリキュラム等の作成。 | 人権推進課 おおだふれあい会館 教育部総務課・ 学校教育室 |

| | | |
|--|-------------------------------|--|
| | 学校及び子どもの実情に応じた支援ができる人的配置、人材確保 | |
|--|-------------------------------|--|

基本目標Ⅲ 個人の尊厳の確立

重点目標5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

| 具体的施策：市民への意識啓発 | | |
|--|---|----------------------------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■広報等を活用した人権意識を高めるための学習・研修の機会の提供</p> <p>・毎月の広報紙において、人権推進課からの人権啓発ページ「きすな」を確保した。また、おおだふれあい会館や男女共同参画センターあすてらす等の各種催し物を、適時広報紙やホームページ等を活用し情報提供に努めた。【再掲】</p> | <p>●毎月の広報紙の中に人権に関わるページを確保することで、市民の方に継続して読んでもらえることが出来た。</p> <p>●人権に関わる各種催し物を様々な媒体を通じて提供することで、より市民の目に触れることが出来た。</p> <p>★両者とも継続し実施していくことで、より市民への意識啓発への効果が期待される。</p> <p>★情報提供方法について、より効果的な提供の仕方がないか等、検討する必要がある。</p> <p>【再掲】</p> | <p>政策企画課 人権推進課</p> |
| <p>■「女性に対する暴力をなくす運動」、「女性の人権ホットライン」などの周知と広報活動</p> <p>・「女性に対する暴力をなくす運動」や「女性の人権ホットライン」の開設について、ホームページや街頭活動でチラシを配布し周知を行った。</p> <p>・開催日 11月15日 ・場所 イオン大田店</p> | <p>★制度について更に周知を行う必要がある。</p> | <p>人権推進課 おおだふれあい会館</p> |
| 具体的施策：女性相談窓口の周知及び支援体制の強化 | | |
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■女性に対する暴力等の人権侵害に関する相談窓口の周知及び関係機関との連絡体制の強化</p> <p>・あすてらす女性相談室と連携を図っている。また、市庁舎1階女性トイレ及び1階ロビーに相談窓口の案内カードの配置を続けている。</p> | <p>●さまざまな人権問題について相談に応じ、関係機関・関係部署と連携を図りながら、支援に努めた。</p> <p>★制度について更に周知を行う必要がある。また、今後も関係部署、関係機関と連携し、相談支援を行っていく必要がある。</p> | <p>人権推進課 おおだふれあい会館</p> |

| | | |
|--|--|-----------------------------------|
| <p>■「大田市女性・児童・高齢者に対する暴力・虐待対策庁内連絡会」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H28実績なし | | <p>人権推進課</p> |
| <p>■ひとり親家庭への援助体制の強化【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員 <p>ひとり親家庭のさまざまな相談（就労支援、経済的な相談など）に対応するため、母子・父子自立支援員を1名配置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女問わず、配偶者等からのDV等の防止に関する学習や相談窓口があることを周知（子どもへの暴力・虐待を防ぐ取組を含む） ・小・中学校における就学援助事業を実施。 | <p>●年間相談件数 220件 配置人員 1名</p> <p>★相談範囲が年々広がっているが、今後も継続して人員を配置する。</p> <p>●就学援助事業により、保護者の経済負担の軽減を図った。</p> <p>★今後も継続</p> | <p>子育て支援課</p> <p>教育部総務課・学校教育室</p> |
| <p>具体的施策：子どもへの暴力・虐待を防ぐ取組み</p> | | |
| <p>実施状況</p> | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> | <p>所管課</p> |
| <p>■「児童虐待防止法」についての周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待について関係機関と協力し、市内のショッピングセンターにおいて街頭活動を実施した。（参加者25名） ・青少年育成・児童虐待防止・こども若者支援講演会を開催。 <p>開催日：平成29年2月5日（日） 場 所：大田市民センター 講 師：榎原 研 氏（大田市立病院 副委員長） 参加者：50人</p> | <p>●この事業は児童虐待被害者を救済するため、広く市民向けに虐待の実態を浸透させることを目的として例年実施してきた。</p> <p>講演会を開催し、関係団体に参加を呼びかけて一人でも多くの市民に聞いてもらうことで、市民全体の理解度としては広まっているという実感を持っている。</p> <p>しかしながら、児童虐待の件数は減少しておらず、顕在化していない虐待が存在している可能性もあるため、引き続き実施していく必要があると認識している。</p> <p>★より多くの市民に参加してもらうため、開催時期や参加しやすい日程を設定する、案内方法を見直し、より多くの人に参加してもらう仕組みを再検討する必要がある。</p> <p>★制度について更に周知を行う必要がある。</p> | <p>子育て支援課</p> <p>人権推進課</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>■子どもへの暴力・虐待に関する相談体制の充実と窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期発見、解決に向け、関係機関、関係各課と連携を図った。 ・11月の児童虐待防止推進月間にあわせ、街頭キャンペーンを行った。 ・市内の小中学校及び幼稚園、保育園で啓発ポスターの掲出、チラシの配布を行って、虐待防止の啓発、相談窓口の周知を行った。 ・乳幼児健診等母子保健事業の中で、健康増進課、子育て支援課が窓口であることを周知。 | <ul style="list-style-type: none"> ★制度について更に周知を行う必要がある。また、今後も関係部署、関係機関と連携し、相談支援を行っていく必要がある。 ●虐待に関する情報が入れば、関係機関が連携をとりケース会議を開くなど、虐待への対応ができています。 ★児童福祉法改正の内容（親権者の必要な内容が範囲を超えた懲戒禁止を明文化）を踏まえて保護者の人権意識の向上が必要。 ●保護者自身、医療機関等の関係機関、地域住民より相談があり、一定の周知が図られていると考えられる。 ★休日、夜間や緊急時の窓口体制では不十分な面がある。 | <p>人権推進課 おおだふれあい会館</p> <p>子育て支援課</p> <p>健康増進課</p> |
| <p>■関係機関との連絡体制を強化し、虐待に関する相談体制の充実と窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会の代表者会議を開催し、関係機関との連携協力を図った。 ・「母子保健対策における児童虐待予防対応マニュアル」に基づき、子育て支援課等関係機関と連携を図りながら、妊娠期から児童虐待の早期発見・早期支援に努めている。 | <ul style="list-style-type: none"> ●虐待に関する情報が入れば、関係機関が連携をとりケース会議を開くなど、虐待への対応ができています。 ★児童福祉法改正の内容（親権者の必要な内容が範囲を超えた懲戒禁止を明文化）を踏まえて保護者の人権意識の向上が必要。 ●必要なケースについては関係機関と連携を図った支援が行えている。 ★支援の背景が複雑であり、対応が困難なケースが増加しており、より専門的な対応が必要とされるケースが増加している。 | <p>子育て支援課</p> <p>健康増進課</p> |
| <p>■小・中学校での思春期・赤ちゃんふれあい交流学習事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各公民館を中心に、実施した・思春期・赤ちゃん交流学習事業 14回開催 1,696人参加 ・実施期間：H28.5～11月 ・実施場所：市内5か所（中学校4か所、 | <ul style="list-style-type: none"> ●児童が乳幼児とのふれあいを通して、命の大切さや親への感謝、家族の絆の大切さを理解する。また、地域の人と接することで、コミュニケーション能力の向上を図れる。 ★継続実施することで効果の定着を図る。 ●児童・生徒は「家族への感謝の気持ち」や「家族から大切にされてきた自分 | <p>社会教育課</p> <p>健康増進課</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>小学校 1 か所)</p> <p>・実施内容:公民館連絡協議会に委託実施。赤ちゃんと保護者が学校等に行き、児童・生徒とふれあい、命の大切さ・子育てや家庭の大切さ・社会的スキルの向上を目的に開催。のべ 1,694人の参加。</p> | <p>の存在(命)」に気づくことができていた。また、相手を大切にすることが育まれた。</p> <p>②保護者等:地域の支援者となつたり、わが子の成長が楽しみとなり、育児不安の軽減につながった。</p> <p>③地域スタッフ:学校、地域の関係機関、地域住民が協同して取り組むことができ、地域における子育て支援の機運が高まった。</p> <p>★乳児とふれあう機会が減少し、子育てに不安を抱く親が多くいるため、思春期に小さな子どもとふれあう機会が今後も必要である。</p> | |
|---|--|--|

重点目標6 健康づくりの推進

1) 生涯を通じた健康づくりの推進

| 具体的施策:生涯を通じた男女の健康支援と意識啓発 | | |
|--|---|-------|
| 実施状況 | 効果等(●主な効果・★評価・問題点) | 所管課 |
| <p>■身近な地域において健康づくりを進める「健康づくり推進事業」の推進</p> <p>・市内、7地区において、各地区健康づくり推進協議会等へ健康づくり推進事業を委託により実施した。 (平成28年度継続:6地区、新規1地区)</p> | <p>●地域が主体的に健康づくりに取り組める環境づくりができた。</p> <p>★参加者及び活動内容の固定化、地区の人口減少、高齢化による担い手不足等の課題があり、健康づくり推進協議会等への継続した支援が必要である。</p> <p>また、大田町など市街地部については、事業導入方法等の検討が必要である。</p> | 健康増進課 |
| <p>■特定健康診査、特定保健指導、健康教育、健康相談、家庭訪問の実施</p> <p>・<特定健診></p> <p>・実施期間:H28.6~7月(集団および個別健診)</p> <p>・対象者:大田市国保被保険者、後期高齢者医療被保険者、生活保護世帯員</p> <p>・実施方法:島根県環境保健公社及び特定健診実施医療機関にて実施</p> <p><特定保健指導></p> <p>・特定健診の結果、積極的支援及び動機付け支援対象者へ案内を送付。</p> <p>・島根県環境保健公社へ委託し、指導実施。</p> | <p>●1年に1回自身の健康状態を振り返る機会となっている。</p> <p>また、生活習慣病またはその危険因子を早期に発見し、栄養や運動等の生活指導や適切な治療に結びつけることにより、健康の保持・増進につながっている。</p> <p>★女性に比べ男性の受診率が低く、年齢別にみると50歳代までの若年層の受診率が低い。より多くの対象者が健診を受けるように、実施方法や啓発方法を検討していく必要がある。</p> <p>また、特定保健指導について、引き続き利用勧奨をしていくとともに、未利用者への状況確認も訪問等を通して実施していく必要がある。</p> | 健康増進課 |

| | | |
|--|---|------------|
| <p>■がん検診事業による、がんの早期発見と正しい知識の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導、健康教育、健康相談、事業所健診など各種健（検）診と連携し、がん検診の必要性やがんの早期発見のための啓発を実施した。 ・乳がん検診、大腸がん検診の節目年齢の方を対象に、無料クーポン券を送付した。 ・乳がん検診受診意向調査を実施し、一人でも多くの対象者が受診につながるよう啓発を実施した。 | <p>●無料クーポン券対象者の受診は3割程度を維持しており、一定の効果があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳がん検診については、受診率上昇していることから受診意向調査に一定の効果があり、住民への検診受診の動機づけとなった。 <p>★市の検診ではなく、職場や医療機関で受診をした方が数が把握できないのが現状。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、適切な検診間隔での受診ができるよう通知方法の工夫を凝らし、啓発を実施していく必要がある。 | 健康増進課 |
| <p>具体的施策：健康の保持増進</p> | | |
| <p>実施状況</p> | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> | <p>所管課</p> |
| <p>■高齢者体力アップ事業、介護予防教室等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者体力アップ事業を実施 ・介護予防教室を開催 | <p>●高齢者向けトレーニングマシンを使用した運動を実施するとともに、「0854-8体操」を制作し、研修会を通じた普及を行い、高齢者の運動機能の向上を図ってきた。併せて、介護予防教室を開催し、介護予防や認知症予防の啓発を行ってきた。</p> <p>★高齢者の運動機能の向上を図ってきているが、高齢者向けトレーニング教室実施においては、年間を通じた利用者数の増加を図るとともに、「0854-8体操」においては、市内全域での普及拡大が課題となる。</p> | 介護保険課 |
| <p>■公民館事業においてスポーツ教室や健康に関する活動を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区公民館を中心に、スポーツ教室や健康に関する講座を開催し、生涯を通じて健康づくりを推進した。 ・スポーツ教室 6回開催 288人参加 ・健康教室 33回開催 517人参加 | <p>●スポーツや健康づくりの場の提供をとおして、参加者は自らの健康づくりのみならず、競技を競いながら地域間、個人間の交流づくりにもつながる。</p> <p>★継続実施することで効果の定着を図る。</p> <p>★事業の中には大田市健康増進計画に基づき、他課と連携して行う事業もある。今後も継続実施する。</p> | 社会教育課 |

2) 妊娠・出産等に関する健康支援

| | | |
|--|--|------------|
| <p>具体的施策：妊娠出産に関する支援</p> | | |
| <p>実施状況</p> | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> | <p>所管課</p> |
| <p>■母子保健手帳交付時の健康指導や「母子保健サービスガイド」の配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時妊婦面接でサービスガイドを | <p>●すべての妊婦に面接を行い、妊娠中の健康管理、必要な制度の説明を行うことができた。妊婦アンケートを実施</p> | 健康増進課 |

| | | |
|--|--|---------------------|
| <p>用い、妊娠・出産に関する制度、妊婦健診等の説明を実施</p> | <p>し、妊娠、出産、育児に関する不安等支援の必要な妊婦に早期に内応することができた。 ★今後も妊娠届出時の全数面接を継続し、妊娠中からの切れ目のない支援を実施する。</p> | |
| <p>■妊産婦面接、乳幼児相談、乳幼児健診、予防接種、離乳食教室等の実施 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時の妊婦面接、新生児訪問を年間通して全数実施。 ・乳幼児相談、乳幼児健診、妊婦乳幼児家庭訪問、予防接種、離乳食教室を継続して定期実施。 <p>【再掲】</p> | <p>●支援の必要な妊産婦の早期支援につながった。 乳幼児相談は新生児の全数訪問により、参加者が増加し、気軽に相談できる場として周知されつつある。 ★乳幼児相談、離乳食教室の周知を継続して行う。</p> | 健康増進課 |
| <p>■母子保健推進員による妊婦支援の充実、こんには赤ちゃん訪問事業の実施 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健推進員による妊婦支援、こんには赤ちゃん訪問事業による家庭訪問、地域での育児サークルの開催等により、地域で子育てをする中で、身近な相談役として支援を継続して実施。 <p>【再掲】</p> | <p>●妊婦への面談件数は就労妊婦も多く減少しているが、母子保健推進員に対して、母乳育児の推進に関する研修を実施し、妊産婦に対する支援のスキルアップを行った。 ★妊娠中は就労している妊婦が多く、母子保健推進員と連絡がとれないことがあるが、妊娠中からの関わりが重要であり支援を継続する。</p> | 健康増進課 |
| <p>■子育ての不安軽減等のための相談支援体制の充実 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センター事業 <p>育児不安等に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供など、子育て家庭に対する育児支援を市内3か所で実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要なケースについては、妊娠期から関係機関と随時情報共有しながら支援を実施。 <p>【再掲】</p> | <p>●【利用者数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大田子育て支援センター3,700人 ・仁摩子育て支援センター 830人 ・温泉津子育て支援センター 90人 <p>★在宅の子育て親子に対する子育て相談や育児支援、育児サークル育成を行っており利用頻度も高い。</p> <p>●関係機関との情報共有により、妊娠早期からの支援が実施できている。 ★支援が必要なケースが増加しており、関係機関との切れ目のない支援体制を整備する必要がある。</p> | 子育て支援課 健康増進課 |

重点目標7 人権尊重の意識の高揚

1) 男女平等の視点に立った人権教育の推進

| 具体的施策：小・中学校における人権教育の充実 | | |
|---|---|--|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■人権・同和教育に焦点をあてた公開授業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業公開日に、人権・同和教育に視点をあてた授業を全学級で行った <ul style="list-style-type: none"> 人権週間に合せて、生徒会主催の人権集会を開催。 道徳の公開授業を6回実施した。 小学校の公開授業への参加 第3学年の道徳で、結婚差別をテーマに校内で授業を公開を行った。 | <p>●保護者の方に人権・同和教育の取り組みへの理解を深めるとともに、家庭での会話のきっかけ作りとなった。</p> <p>★保護者の感想や意見を聞く場を設けていきたい。</p> <p>●男女混合の縦割り班の小グループで話し合いを行った後、全校生徒で意見を発表し合うことによって、多様な意見があることを理解することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒がどのように学習して進学しているか把握することができた。 差別に出会ったとき、差別の本質を見抜き対処する方法を考える機会となった。 <p>★今後も継続する</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者にも公開しているが、参加率が低い。参加率を高めるための手立てが必要。 | <p>教育部総務課・学校教育室(小学校)</p> <p>教育部総務課・学校教育室(中学校)</p> |
| <p>■「基本的人権の尊重」について指導するなど意識向上への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎学期人権週間の取り組みを行い、人権の大切さを理解し、実践的態度を身につけることができるよう、繰り返し指導した。 人権の花運動、人権に関する標語・ポスター・人権作文などの取り組みを通して人権について考えた。 <ul style="list-style-type: none"> 3学年の社会科において、基本的人権の尊重について学習し、男女平等に向けての人権課題の認識と人権尊重への意欲を高めるよう取り組んだ。 人権作文の読み聞かせ・身近な人権問題について考えるアンケートの実施など、計画的に学習を進め、人権講演会および事後学習をへて、生徒会主催の人権集会を実施し生徒の人権意識高揚を図った。 | <p>●児童の意識を高めることができた。</p> <p>★その取り組みの時期だけでなく、折にふれて指導していくことが大切である。</p> <p>●生徒会主催の人権集会を職員と生徒で計画的に進めることで、生徒・職員の人権意識が高揚した。</p> <p>★仕事や家庭・育児などの場面で、男女の役割が完全に均等が取れていない現実にも関わらず、「理想は・・・、でも、現実は・・・」という思いを抱いている面がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権意識が定着するには時間がかかるため、時と場に応じて繰り返し啓発していく必要がある。 | <p>教育部総務課・学校教育室(小学校)</p> <p>教育部総務課・学校教育室(中学校)</p> |

| | | |
|---|---|--|
| <p>■教職員研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に意識しての研修は実施していない。 ・校内研修を計画的に行い、具体的なセクハラ事例を挙げるなどして研修した。 ・ミニ教職員研修会を繰り返し行うなど、教職員の人権意識の高揚に努めた。 ・夏休みに校内研修を実施し、人権・同和教育について理解を深めた。 ・全教職員が年2回以上の人権・同和教育の研修会に参加し、人権意識を高めた。 | <ul style="list-style-type: none"> ●具体的な事例を通し、参画的な研修に努めることで、人権問題が起こりやすい状況や人間関係についての認識を深め、未然防止を心がける機会となった。 ★校内研修の内容を工夫しながら、今後も継続的に行っていきたい ●自らの行動を振り返り、人権感覚を高める機会となっている。 ★継続した研修が必要である。 | <p>教育部総務課・学校教育室(幼)</p> <p>教育部総務課・学校教育室(小学校)</p> <p>教育部総務課・学校教育室(中学校)</p> |
| <p>■公民館・まちづくりセンター・学校・保護者と連携し、人権・同和教育研修会の開催【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・17会場、22回開催、延べ530人参加 ・各地区公民館を中心に人権・同和教育講演会、子育て講演会、親学講演会等を開催するなかで、男女共同参画についての学びを実施した。 ・人権・同和教育講演会 12回開催 416人参加 ・子育て支援・家庭教育支援のための親学講座 11回開催 169人参加 ・親子体験活動・交流活動 12回開催 483人参加 ・パパクッキング教室 2回開催 54人参加 ・読み聞かせ研修会 12回開催 483人参加 ・思春期・赤ちゃん交流学習事業 13回開催 2,294人参加 【再掲】 ・親学講座で家庭学習の取り組みについて研修会を行い多くの保護者が参加した。 ・小中学校合同開催のふれあい研修会について、保護者をはじめ、校区内の全家庭を対象に案内した。 | <ul style="list-style-type: none"> ●研修会や講座のほか、各種事業を通じて男女共同参画についての意識啓発に努めた ★参加者が少ないうえ、いつも同じ人たちが参加される傾向にある研修会や講座の内容、開催日時、周知方法などを工夫する必要がある ●各種講演会等を通じて行った意識啓発によって、参加者の理解を深めることができた。 ★継続実施することで効果の定着を図る。 ★研修会内容について、継続して市内全域で取り組むという観点から、参加者が興味をもてるものや、現在の社会情勢にあったものとなるよう、講師の選定や学習形態などの工夫が必要である。 ●家庭学習のあり方について、振り返って考えたり、見直したりする機会がもてた。 ・土曜日の開催ということもあって、多くの方に参加してもらうことができ | <p>まちづくり推進課</p> <p>社会教育課</p> <p>教育部総務課・学校教育室(小学校)</p> |

| | | |
|--|--|--------------------------|
| <p>・高山公民館と連携して、「赤ちゃんふれあい体験」や「バースデープロジェクト」を実施することにより、命の尊さ等の意識の高揚を図った。</p> <p>・PTA が主催で人権・同和教育に関する講演会を行った。</p> | <p>た。</p> <p>★よりよい研修の場になるように、内容や形態等がマンネリ化しないようにしたい。</p> <p>・地域へのより積極的な働きかけをまちづくりセンター等を連携して考えていきたい。</p> <p>●「赤ちゃんふれあい体験」や「バースデープロジェクト」などを通して、生徒は生命の尊さや家族の絆の大切さを学ぶことができた。</p> <p>・PTA と職員がともに研修を企画・運営することを通して、人権・同和教育への理解を深めた。</p> <p>★「赤ちゃんふれあい体験」や「バースデープロジェクト」の取組を通して生命の尊さや家族の絆の大切さについて学ぶことは、単年度で終了するのではなく、取組を継続していく必要がある。</p> <p>・保護者参加型の研修会を実施したり、公開授業を実施したりしているが参加率が低い傾向がある。</p> | <p>教育部総務課・学校教育室(中学校)</p> |
|--|--|--------------------------|

| 具体的施策：あらゆる機会をとらえた人権教育の実施 | | |
|--|---|----------------------------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■広報等を活用した啓発活動</p> <p>・毎月の広報紙において、人権推進課からの人権啓発ページ「きすな」を確保した。また、おおだふれあい会館や男女共同参画センターあすてらす等の各種催し物を、適時広報紙やホームページ等を活用し情報提供に努めた。【再掲】</p> | <p>●毎月の広報紙の中に人権に関わるページを確保することで、市民の方に継続して読んでもらえることが出来た。</p> <p>●人権に関わる各種催し物を様々な媒体を通じて提供することで、より市民の目に触れることが出来た。【再掲】</p> <p>★両者とも継続し実施していくことで、より市民への意識啓発への効果が期待される。</p> <p>★情報提供方法について、より効果的な提供の仕方がないか等、検討する必要がある。【再掲】</p> | <p>政策企画課</p> |
| <p>■おおだふれあい会館の教養講座受講者を対象とした人権・同和教育問題研修会の開催</p> <p>・おおだふれあい会館の教養講座受講者に対して、人権・同和教育問題に関する講演会や</p> | <p>●さまざまな人権問題をテーマとしており、参加者の人権意識の高揚に繋がった。</p> <p>★参加者が固定化されている傾向にあ</p> | <p>人権推進課 おおだふれあい会館</p> |

| | | |
|---|---|------------------------------|
| <p>研修会を実施した。 開催日：4/22、6/28、8/8、10/24、3/1 計5回</p> | <p>るため、周知方法等の工夫が必要である。</p> | |
| <p>■市民を対象とした「人権を考える市民のつどい」の開催 ・人権を考える市民のつどい兼おおだふれあい会館人権・同和問題研修会を開催した。 第1回 開催日：6月28日 ・演題：「随処に主となす～いのちについて～」 講師：社会福祉法人亀の子総括施設長 森山登美子さん 参加者：200名 第2回 開催日：8月8日 ・演題：「母娘で問うた部落差別～今、この結婚差別～」 ・講師：部落解放同盟鳥取県連合会西部地区協議会女性部長 坂田かおりさん 参加者：350名</p> | <p>●さまざまな人権問題をテーマとしており、参加者の人権意識の高揚に繋がった。 ★参加者が固定化されている傾向にあるため、周知方法等の工夫が必要である。</p> | <p>人権推進課 おおだふれあい会館</p> |
| <p>■石見大田公共職業安定所との共催による「公正採用選考セミナー」の開催 ・産業企画課との共催により、10人以上の従業員を抱える市内の企業の人事担当者を対象に実施した。 開催日：8月31日 会場：おおだふれあい会館 ・演題：「新しい人権課題について」 ・講師：尾村幸行氏（島根県西部人権啓発推進センター啓発指導講師）参加者：33名</p> | <p>●さまざまな人権課題について再認識する機会となり、意識啓発につながった。</p> | <p>人権推進課 産業企画課</p> |
| <p>■公民館・まちづくりセンターにおいて人権・同和教育講演会、親学講座などの開催【再掲】 ・17会場、22回開催、延べ530人参加</p> <p>・各地区公民館を中心に人権・同和教育講演会、子育て講演会、親学講演会等を開催するなかで、男女共同参画についての学びを実施した。</p> <p>・人権・同和教育講演会 12回開催 416人参加 ・子育て支援・家庭教育支</p> | <p>●研修会や講座のほか、各種事業を通じて男女共同参画についての意識啓発に努めた ★参加者が少ないうえ、いつも同じ人たちが参加される傾向にある 研修会や講座の内容、開催日時、周知方法などを工夫する必要がある</p> <p>●各種講演会等を通じて行った意識啓発によって、参加者の理解を深めることができた。 ★継続実施することで効果の定着を図る。 ★研修会内容について、継続して市内全域で取り組むという観点から、参加</p> | <p>まちづくり推進課</p> <p>社会教育課</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>援のための親学講座 11 回開催 169 人参加 ・親子体験活動・交流活動 12 回開催 483 人参加 ・パパクッキング教室 2 回開催 54 人参加 ・読み聞かせ研修会 12 回開催 483 人参加 ・思春期・赤ちゃん交流学習事業 13 回開催 2,294 人参加 【再掲】</p> | <p>者が興味をもてるものや、現在の社会情勢にあったものとなるよう、講師の選定や学習形態などの工夫が必要である。</p> | |
|--|--|--|

2) 性に関する指導の実施

| 具体的施策：学校教育等における性に関する指導の実施 | | |
|---|--|--|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■教職員の意識向上のための研修 ・特に意識しての研修は実施していない。</p> <p>・性に関する指導の年間計画に基づき、職員研修をしている。また、養護教諭と連携し指導内容や資料の選定を行った。 ・セクシャルハラスメントに関わる服務研修の実施 ・性に関する授業について情報交換を行った。</p> <p>・職員会議や朝礼等の時間も利用して、ハラスメントやBGLT等の性に関する情報の共通理解を図った。 ・全職員が人権・同和教育研修会に参加し、人権意識の高揚に努めた。 ・「性差による意識の違い」などの学校公開日の授業を授業外の教員で参観し、研修を深めた。</p> | <p>●研修を行うことで、全教職員の共通理解のもと、発達段階を踏まえて指導に当たることができた。 ・いろいろな資料を紹介してもらうことによって指導の幅が広がった。 ★LBGD やメディアと関連した指導についても研修を深めたい。 ・児童の実態を踏まえたうえで、日頃から養護教諭と連携し、性に関する新しい情報を知っておく必要がある。</p> <p>●常に職員室で情報を共有し、人権を高めるための話し合いが行われるようにしている。 ・積極的に研修会に参加する人が多く、人権・同和教育に対する職員の関心・意欲が高まった。 ★公開授業は担任が行ったので、担任以外の教員の公開授業も行い、学校全体の人権・同和教育への意識を高めていきたい ・人権・同和教育はすべての基本なので、これからも引き続き研修を続けていきたい。</p> | <p>教育部総務課・学校教育室（幼）</p> <p>教育部総務課・学校教育室（小学校）</p> <p>教育部総務課・学校教育室（中学校）</p> |
| <p>■公開授業やPTA研修を通し保護者へ周知・啓発 ・研修会の開催はないが、日常の生活の中で妊婦さんや赤ちゃんに実際に触れることで、子ども達が命の大切さを学んでいる</p> | <p>●命の大切さや生命の誕生についての意識を高めることができた。 ★引き続き機会を捉えて行っていきたい。</p> | <p>教育部総務課・学校教育室（幼）</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>ことを様々な機会を通して保護者に伝えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参観日にあわせて、性に関する指導を行った。 ・学校日より、保健日より、学級通信などにより啓発。 <ul style="list-style-type: none"> ・第1学年を対象として助産師さんを招いて開催した、生(いのち)の学習講座を、保護者に公開した。 ・養護教諭と連携を取りながら、学校公開日において、学級担任が「男女の関わり」や「性差による意識の違い」「デートDV」「男女の意識の違い」をテーマに、公開授業を実施した。 | <ul style="list-style-type: none"> ●生命誕生の重みや、男女の体の違いなど理解をすることができた。 ・家庭でも性教育について一緒に考えてもらうきっかけになった。 ★発達段階に合せた性教育の積み上げ。 ・保護者の感想や意見を次年度に活かす。 ・複式学級における、2学年一緒に性教育の授業をどうしていくか課題である。 ・新たな性に関する問題についても、研修し、指導を行っていく必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ●生徒が生命のつながりや第二次成長の理解を深めた様子を、保護者に理解していただいた。 ・参加した保護者に学校の様子を発信することができた。また、公開授業の感想などを親子で話し合うことで、家庭でも男女共同社会について考えることができた。 ★保護者の方の来校が増えるよう、参加の呼びかけを継続する。 ・公開授業の際のテーマに系統性がないことがあり、発達の段階を意識せず、1～3年生それぞれが同じテーマで授業を行うことがある。 | <p>教育部総務課・ 学校教育室(小学校)</p> <p>教育部総務課・ 学校教育室(中学校)</p> |
| <p>■性に関する正しい知識について関係機関と連携した啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数と場所 大田高校 9月1～2日 彌摩高校 11月18～19日 ・実施内容：要望のあった学校の文化祭に併せて、生徒を対象に性教育を行う。 ・相談機関や正しい性の知識について情報提供を行い、助産師による個別相談を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ●性に関する展示・クイズ等を通じて、正しい知識や相談窓口の周知を行った。 ・助産師による小集団を対象とした赤ちゃん人形や妊婦体験を行い、生命の尊さ等を感じてもらう事ができた。 ★避妊方法を知っている高校生及び性感染症を知っている高校生の割合が、以前より減少しているため、更に教育機関、医療機関、家庭と連携した取り組みが必要である。 | <p>健康増進課</p> |

3) メディアにおける女性の人権の尊重

| 具体的施策：メディアにおける人権尊重のための広報・啓発 | | |
|--|---|---------------------------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■「男女共同参画推進週間」での重点的な広報・啓発活動 【再掲】</p> <p>・県立男女共同参画センターあすてらすが実施する、“あすてらすフェスティバル”を広報紙に掲載。その中で、県が推進する男女共同参画推進月間についてふれ、参加者が増えるよう努めた。</p> <p>・男女共同参画週間（6/23～29）の市民への周知と意識啓発のため、大田市男女共同参画サポーターとともにぎんざんテレビに出演して、PRした。</p> | <p>●多くの市民の目にふれることができた。</p> <p>★引き続き、催し物などと絡めて情報を発信していく必要がある。</p> <p>●多くの市民の目にふれることができた。</p> <p>★広域的で効果的な啓発方法について考える必要がある。</p> | <p>政策企画課</p> <p>人権推進課</p> |
| 具体的施策：公的刊行物における性差別につながらない表現の促進 | | |
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■広報やホームページへの掲載について表現方法の精査</p> <p>・毎月の広報紙の編集作業や日々のホームページを更新する中で、性差別や誤解を生むような表現になっていないか等、提出された原稿を精査した。</p> | <p>●毎年人権推進課、人事課等が行う職員研修の成果により、近年原課から提出される原稿で性差別につながるような表現はない。また、原課と広報・ホームページ担当課の2課でチェックをしているため、性差別につながるような表現での記載はない。</p> <p>★原課が直接ホームページを更新する場合には、政策企画課はその内容を把握していないため、ホームページを適宜確認する必要がある。また、表現等のチェックをするだけでなく、男女共同参画が推進するような働きかけを積極的にしていく必要がある。</p> | <p>政策企画課</p> |

基本目標Ⅳ 国際的視野に立った男女共同参画の推進

重点目標8 多文化共生に向けた国際交流の促進

1) 国際理解の推進

| 具体的施策：国際的な取組情報の広報 | | |
|---|---|---------------------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ■世界遺産の情報発信に併せ、「平和と人権尊重」のユネスコの精神についての情報発信 ・世界遺産の情報発信にあわせ、ユネスコの精神である「平和と人権尊重」の理解、認識の促進について広報等へ掲載することで、啓発を行っている。 | ● 広報や市が作成するパンフレットなどへ掲載することで、周知し理解を深めることができた。 ★ あらゆる場面において、ユネスコの精神である「平和と人権尊重」について周知を行う必要がある。 | 人権推進課 |
| ■男女平等に関する国際的な取組み等の情報発信 ・実績なし | ★ 男女共同参画に関連する条約等について周知を行う必要がある。 | 人権推進課 |
| 具体的施策：国際交流事業への女性の積極的参加の促進 | | |
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ■韓国文化体験講座等への参加の促進 ・H29.2.4 から 2.19 に全4回の講座を開催。 参加者 15名（全員女性） | ● 韓国文化体験講座は継続して開催しているが、参加者の半分が新規の受講者であり、韓国文化への関心が広がってきていると思われる。 ★ より多くの市民が参加してもらえよう工夫する必要がある。 | 総務課 |
| ■まちづくりセンター等との共催による国際文化講座の実施 ・2会場、17回、延べ359人参加 ・1回実施（H28.7.5、福波まちづくりセンター）、参加者22名（ほとんどが女性） | ● これらの企画・運営は主に女性が行っている。 ★ 圧倒的に女性の参加が多い単発的な講座や交流イベントから、多文化共生を理解し日常の交流につながるような仕組みを構築する必要がある。 ● 講師が韓国出身の島根県の国際交流員さんだったので、姉妹都市の大田廣域市がある韓国をより身近に感じてもらえた。 ★ もっと多く開催できるよう取り組む必要がある。 | まちづくり推進課 総務課 |

| | | |
|--|--|--------------|
| <p>■公民館事業や社会教育指導派遣事業による国際交流事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内7公民館を中心として、国際交流に関係する事業を開催したほか、社会教育指導員を派遣し国際交流事業を行った。 ・国際交流事業 2回実施 42人参加 ・社会教育指導員派遣 18回実施 549人参加 | <p>●講座や社会教育指導員派遣事業を利用し、異文化に触れ、理解を深めることにより、今後国際交流事業に積極的に関わることが期待される。</p> <p>★継続実施することで効果の定着を図る。</p> <p>★社会教育指導員の活動の幅を広げられるように更に積極的なPRを行う必要がある。</p> | <p>社会教育課</p> |
|--|--|--------------|

2) 在住外国人等への対応

| | | |
|------------------------------|---------------------------|------------|
| <p>具体的施策：外国人相談窓口の開設 【再掲】</p> | | |
| <p>実施状況</p> | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> | <p>所管課</p> |
| <p>※だれもが安心して暮らせる環境の整備と同じ</p> | | |

資料編

大田市男女共同参画推進条例

すべての男女が性別にかかわらず、個人として尊重され、法の下に平等であることは日本国憲法に謳われており、男女平等に向けた様々な取り組みが、国内外において進められてきた。

大田市においても男女共同参画計画を策定するなど、様々な施策を推進してきた。

しかしながら、大田市において性別による固定的な役割分担意識と、またそれらに基づく社会通念、慣習、制度は依然として残っている。こうした状況を踏まえ、すべての男女が互いに尊重し、パートナーと認め合い、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が私たちの願いである。

ここに私たちは、男女共同参画を推進し、男女の対等なパートナーシップのもと、すべての男女が自らの存在に誇りが持て、喜びも責任も分かち合える活力ある大田市を築くために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、大田市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、すべての男女が心豊かに、安心して、生き生きと暮らせる社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において営利・非営利、個人・法人を問わず事業を営んでいるものをいう。
- (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な発言や行動のことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別によって差別的扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されるよう行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進においては、性別による固定的な役割分担意識による社会制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることがないように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進においては、男女が対等な社会の構成員としてあらゆる分野の方針の立案及び決定の場へ共に参画する機会が確保されなければならない。
- 4 男女共同参画の推進においては、男女が相互の協力と社会の支援の下に、仕事と家事、育児及び家族の介護又は地域における活動とを両立して行うことができなければならない。
- 5 男女共同参画の推進においては、国際社会における取組と密接に関連していることを考慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を重要課題と位置付け、前条に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進のため、政策決定の機会やその他必要な場面において積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念に対する理解を深め、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、労働及び雇用に関連する法律を遵守するとともに、その事業活動において積極的改善措置などを講ずるよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野において、性による差別的扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野においてセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、個人の尊厳を踏みにじる暴力や虐待を行ってはならない。

(男女共同参画の推進に関する情報提供)

第8条 市は、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野において、すべての男女の尊厳が平等に守られるような意識を育む学習の機会の提供に努めるとともに、男女共同参画に対する理解を深めるための情報を収集し、提供するものとする。

(情報の表示に関する留意)

第9条 何人も、情報等の表示において、性別による役割分担又はセクシュアル・ハラスメント等を助長し、連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

(基本計画)

第10条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために基本となる計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、第15条第1項に規定する大田市男女共同参画推進委員会に諮問しなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第11条 市は、男女共同参画の推進に対する市民及び事業者の理解が深まるよう広報活動等適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進週間)

第12条 市は、市民及び事業者に広く男女共同参画に対する関心と理解を深める施策を行うとともに、男女共同参画を推進するために男女共同参画推進週間を設ける。

2 男女共同参画推進週間は、毎年6月23日から6月29日までの1週間とする。

3 市は、男女共同参画推進週間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(市民相談等)

第13条 市は、性別に基づく差別、人権の侵害等に関する市民の相談に対する助言指導を行うとともに、関係機関等と連携を図り、解決に努めるものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、基本計画に基づく施策の推進及び実施状況を公表しなければならない。

(男女共同参画推進委員会の設置)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、大田市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更に関して、調査審議し、答申すること。
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について評価を行うこと。
- (3) その他男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長に意見を述べること。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

大田市男女共同参画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大田市男女共同参画推進条例（平成17年大田市条例第13号）第16条の規定に基づき、大田市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) 市内事業者の代表
- (3) 識見を有する者
- (4) 公募により選考された者

(会長及び副会長)

第3条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第27号の2）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

大田市男女共同参画推進本部設置規程

(設置)

第1条 大田市男女共同参画推進条例（平成17年大田市条例第13号）に基づく、本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大田市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 大田市男女共同参画計画における具体的施策の推進及び大田市男女共同参画計画の変更、見直しに関すること。
- (2) 男女共同参画に関し、関係する部課等の総合的な連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長をもって充て、推進本部を総括する。
- 3 副本部長は教育長をもって充て、本部長を補佐するとともに、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、部長（市立病院にあっては、事務部長。議会事務局長及び教育委員会事務局の部長を含む。）及び支所長をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係する職員を推進本部の会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(協力体制)

第5条 本部長は、必要があると認めるときは、関係する部課等の所属長に対し、資料の提出又は説明を求めることができるものとする。

- 2 前項の規定に基づき、資料の提出又は説明を求められた所属長は、これに積極的に協力しなければならない。

(事務局)

第6条 推進本部の事務局は、総務部人権推進課に置く。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年11月30日から施行する。

附 則（平成19年訓令第10号の5）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第7号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第5号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

各種審議会等女性の参画状況調べ
 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等女性の登用

(平成28年4月1日現在)

| | 審議会等名 | 委員総数 (人) | 内女性数 (人) | 女性の 割合 (%) |
|----|---------------------|-------------|-------------|---------------|
| 1 | 大田市防災会議 | 35 | 2 | 5.7 |
| 2 | 大田市民生委員推薦会 | 7 | 2 | 28.6 |
| 3 | 大田市国民健康保険運営協議会 | 21 | 2 | 9.5 |
| 4 | 大田市介護認定審査会 | 26 | 15 | 57.7 |
| 5 | 大田市環境審議会 | 15 | 4 | 26.7 |
| 6 | 大田市公民館運営審議会 | 15 | 4 | 26.7 |
| 7 | 大田市社会教育委員 | 15 | 4 | 26.7 |
| 8 | 大田市スポーツ推進審議会 | 11 | 3 | 27.3 |
| 9 | 大田市立図書館協議会 | 10 | 3 | 30.0 |
| 10 | 大田市文化財保護審議会 | 8 | 1 | 12.5 |
| 11 | 大田市都市計画審議会 | 16 | 3 | 18.8 |
| 12 | 大田市国民保護協議会 | 35 | 2 | 5.7 |
| 13 | 大田市個人情報保護審査会 | 5 | 2 | 40.0 |
| 14 | 大田市情報公開審査会 | 5 | 2 | 40.0 |
| 15 | 大田市男女共同参画推進委員会 | 10 | 6 | 60.0 |
| 16 | 大田市予防接種健康被害調査委員会 | 7 | 0 | 0.0 |
| 17 | 大田市水道水源保護審議会 | 10 | 1 | 10.0 |
| 18 | 大田市働く女性の家運営委員会 | 11 | 5 | 45.5 |
| 19 | 大田市営住宅等入居者選考委員会 | 5 | 1 | 20.0 |
| 20 | 大田市伝統的建造物群保存地区保存審議会 | 11 | 3 | 27.3 |
| 21 | 石見銀山景観保全審議会 | 11 | 3 | 27.3 |
| 22 | 石見銀山遺跡整備検討委員会 | 10 | 1 | 10.0 |
| 23 | 大田市いじめ問題対策連絡協議会 | 14 | 3 | 21.4 |
| 24 | 大田市いじめ問題対策対応専門家会議 | 6 | 2 | 33.3 |
| | 合 計 | 300 | 69 | 23.0 |

その他目標の対象とする審議会等女性の登用

(平成28年4月1日現在)

| | 審 議 会 等 名 | 委員総数 (人) | 内女性数 (人) | 女性の 割合 (%) |
|----|-------------------------------|-------------|-------------|---------------|
| 24 | 大田市まちづくり委員会 | 78 | 10 | 12.8 |
| 25 | 大田市人権尊重のまちづくり審議会 | 20 | 4 | 20.0 |
| 26 | 大田市青少年育成市民会議 | 24 | 3 | 12.5 |
| 27 | 大田市生涯現役いぶし銀が支えるまちづくり 推進協議会 | 16 | 3 | 18.8 |
| 28 | 大田市老人ホーム入所判定委員会 | 5 | 1 | 20.0 |
| 29 | 大田市介護相談員 | 8 | 6 | 75.0 |
| 30 | 大田市保健対策推進協議会 | 16 | 4 | 25.0 |
| 31 | 大田市母子保健推進員会議 | 32 | 32 | 100.0 |
| 32 | 大田市生活環境問題連絡協議会 | 15 | 5 | 33.3 |
| 33 | 大田市地域医療支援対策協議会 | 29 | 7 | 24.1 |
| 34 | 大田市就学指導委員会 | 14 | 8 | 57.1 |
| 35 | 大田市スポーツ推進委員 | 25 | 9 | 36.0 |
| 36 | 大田市山村留学推進協議会 | 17 | 3 | 17.6 |
| 37 | 大田市下水道等整備推進協議会 | 25 | 5 | 20.0 |
| 38 | 大田市地産地消推進協議会 | 20 | 5 | 25.0 |
| 39 | 大田市子ども子育て支援推進会議 | 15 | 6 | 40.0 |
| 40 | 大田市要保護児童対策地域協議会 | 53 | 23 | 43.4 |
| 41 | 大田人・農地プラン検討会 | 12 | 4 | 33.3 |
| | 合 計 | 426 | 139 | 32.6 |

地方自治法（第180条の5）に基づく委員会

（平成28年4月1日現在）

| | 委員会名 | 委員総数(人) | 内女性数(人) | 女性の割合(%) |
|----|-----------------|---------|---------|----------|
| 38 | 大田市教育委員会 | 6 | 2 | 33.3 |
| 39 | 大田市選挙管理委員会 | 4 | 2 | 50.0 |
| 40 | 大田市人事委員会（公平委員会） | 3 | 1 | 33.3 |
| 41 | 大田市監査委員 | 2 | 0 | 0.0 |
| 42 | 大田市農業委員会 | 26 | 3 | 11.5 |
| 43 | 大田市固定資産評価審査委員会 | 3 | 0 | 0.0 |
| | | | | |
| | 合計 | 44 | 8 | 18.1 |

その他法律に基づいて設置されている委員

（平成28年4月1日現在）

| | 委員会名 | 委員総数(人) | 内女性数(人) | 女性の割合(%) |
|----|---------|---------|---------|----------|
| 44 | 行政相談委員 | 4 | 2 | 50.0 |
| 45 | 人権擁護委員 | 12 | 6 | 50.0 |
| 46 | 保護司 | 30 | 3 | 10.0 |
| 47 | 民生・児童委員 | 161 | 82 | 50.9 |
| | | | | |
| | | | | |
| | 合計 | 207 | 93 | 44.9 |

大田市男女共同参画計画の体系

